

昭和62年2月13日 港湾局長決定
昭和62年4月1日 施行
平成11年4月1日 改正
平成22年4月1日 改正
平成24年4月1日 改正

調査委託標準仕様書

平成24年4月

東京都港湾局

改正の概要

付属資料「主任技術者及び照査技術者の資格表」の備考欄等の誤字修正を行った。

目 次

第1章 総 則	1
第2章 環境調査	1 5
第3章 環境生物調査	3 3
第4章 気象・海象調査	4 0
第5章 磁気探査	4 4
第6章 潜水探査	4 7
第7章 港湾計画等調査	5 0

第1章 総 則	1
第1節 一般事項	1
1. 1. 1 適用範囲及び一般事項	1
1. 1. 2 用語の定義	1
1. 1. 3 監督員	2
1. 1. 4 代理人及び主任技術者	3
1. 1. 5 照査技術者及び照査の実施	3
1. 1. 6 担当技術者	4
1. 1. 7 提出書類	4
1. 1. 8 打合せ等	4
1. 1. 9 疑義	4
1. 1. 10 軽微な変更	4
1. 1. 11 資料の貸与、返還及び収集	4
1. 1. 12 関係官公庁その他への手続	5
1. 1. 13 法令等の遵守	5
1. 1. 14 調査の中止	5
1. 1. 15 住民等に対する広報等	5
1. 1. 16 調査用設備に必要な土地、水面等	6
1. 1. 17 身分証明書	6
1. 1. 18 土地への立ち入り等	6
1. 1. 19 部分使用	6
1. 1. 20 再委託	7
1. 1. 21 基準面	7
第2節 着 手	7
1. 2. 1 業務の着手	7
1. 2. 2 現場指揮	8
第3節 調査施行の適正化	8
1. 3. 1 調査計画書	8
1. 3. 2 工程管理	9
1. 3. 3 調査用機械器具等	9
1. 3. 4 調査関係書類の常備	9
1. 3. 5 試験結果等の整理	9
1. 3. 6 調査記録写真	9
1. 3. 7 使用材料の品質	9
第4節 安全管理	10
1. 4. 1 一般事項	10
1. 4. 2 交通及び保安上の措置	10
1. 4. 3 事故防止	10
1. 4. 4 環境対策	11
1. 4. 5 現場の整理整頓	11
第5節 完 了	12
1. 5. 1 跡片付け	12
1. 5. 2 成果の提出及び検査	12
1. 5. 3 補 正	12
1. 5. 4 著作権の譲渡等	12
1. 5. 5 秘密の保持	13
1. 5. 6 個人情報の取扱い	13

第1章 総 則

第1節 一般事項

1. 1. 1

適用範囲及び一般事項

- (1) この標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、東京都港湾局が施行する環境調査、気象・海象調査、計画調査及び環境影響評価調査委託に係る委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2) 契約図書は相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- (3) 設計図書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字とが相違する場合、受託者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

1. 1. 2

用語の定義

標準仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (2) 「設計図書」とは、特記仕様書、図面及び標準仕様書をいう。
- (3) 「特記仕様書」とは、契約書を補足し、当該調査業務の実施に関する明細又は固有の技術的要求を定める図書をいう。
- (4) 「図面」とは、入札に際して委託が示した設計図及び委託者から変更又は追加された設計図をいう。
- (5) 「指示」とは、監督員が受託者に対し、調査業務遂行上の必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (6) 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、委託者若しくは監督員又は、受託者若しくは受託者の代理人が書面により同意することをいう。
- (7) 「質問」とは、不明な点に関し書面をもって問うことをいう。
- (8) 「回答」とは、質問に対し書面をもって答えることをいう。
- (9) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者とは対等な立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (10) 「提出」とは、受託者が監督員に対し、調査業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (11) 「報告」とは、受託者が監督員に対し、調査業務に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (12) 「通知」とは、委託者若しくは監督員が受託者に対し、又は受託者が委託者若しくは監督員に対し、調査業務に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。

- (13) 「書面」とは、手書き、印刷等によって意思を表示したものをいい、発行年月日を記載し署名又は押印したものを有効とする。
緊急を要する場合はファクシミリ等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。
- (14) 「打合せ」とは、調査業務等を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等が面談により、業務方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (15) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が調査業務の完了を確認することをいう。
- (16) 「検査員」とは、調査業務等の完了の検査にあたって、契約書第5条の既定に基づき、検査を行う者をいう。
- (17) 「補正」とは、委託者が受託者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受託者が行うべき訂正、補正その他の措置をいう。
- (18) 「協力会社」とは、受託者が調査業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- (19) 「担当技術者」とは、調査業務等の履行について主任技術者のもとで業務を担当する者で、受託者が定め、委託者に通知した者をいう。
- (20) 「J I S」とは、日本工業規格をいう。
- (21) 「J A S」とは、日本農林規格をいう。

1. 1. 3

監督員

- (1) 委託者は、受託者の調査業務を監理する監督員を定め、受託者に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。
- (2) 監督員は、委託から特に委任されたもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
ア 調査業務の履行についての受託者又は受託者の代理人に対する指示、承諾、協議等
イ 調査業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合、その他契約の履行状況の監督
- (3) 監督員は、総括監督員、主任監督員及び担当監督員とし、受託者が行う監督員に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、担当監督員に対して行うものとする。ただし、担当監督員が不在又は欠けた場合は主任監督員に対して行い、主任監督員も不在又は欠けた場合は総括監督員に対して行うものとする。
- (4) 監督員が行う受託者に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、いずれの監督員も受託者に対して行うことができる。
- (5) 委託は、契約に基づいて、監督員に委託者の権限の一部を委任したときは、委任した権限の内容を受託者に通知するものとする。

1. 1. 4

代理人及び主任技術者

- (1) 受託者は、調査業務における代理人及び主任技術者を定め、委託者に通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。
- (2) 代理人は、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。
- (3) 前第2項の規定にかかわらず、受託者は自己の有する権限のうち、代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限を委託者に通知しなければならない。
- (4) 主任技術者は、契約図書等に基づき、技術上の義務の履行に関する一切の事項を管理する者をいう。
- (5) 主任技術者は、設計業務等の履行に当たり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）あるいは業務に該当する部門）又は、付属資料に示す「主任技術者及び照査技術者資格表」の資格を有する技術者で日本語に堪能でなければならない。
- (6) 主任技術者は、1. 1. 5 照査技術者及び照査の実施、第4項に規定する照査の確認を行わなければならない。
- (7) 主任技術者は、監督員が指示する関連のある設計業務等がある場合、その受託者と十分に調整の上、相互に協力し、業務を円滑に実施しなければならない。
- (8) 主任技術者は、調査が適正に行われるよう調査作業員等に、安全対策、環境対策、衛生管理、受託者が行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うものとする。
- (9) 代理人は、主任技術者を兼ねることができる。

1. 1. 5

照査技術者及び照査の実施

- (1) 受託者は、主任技術者の他に調査業務等における照査技術者を定め委託者に通知するものとする。なお、照査技術者を変更したときも同様とする。
- (2) 照査技術者は、照査に関する事項を定め、これを業務計画書に記載しなければならない。
- (3) 委託者が設計図書において、照査技術者の資格を定める場合は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）あるいは業務に該当する部門）又は、付属資料に示す「主任技術者及び照査技術者資格表」の資格を有する技術者でなければならない。また、「設計委託照査要領」（東京都港湾局）に基づき照査を行うものとする。
- (4) 照査技術者は、設計図書に定めがある事項又は監督員の指示する業務の節目ごとにその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- (5) 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の署名押印の上、主任技術者に差し出すものとする。
- (6) 照査技術者は、主任技術者を兼ねることができない。

1. 1. 6
担当技術者
- (1) 受託者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に通知するものとする。(主任技術者と兼務するものを除く)
- なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。
- (2) 担当技術者は、設計図書に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
- (3) 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。
1. 1. 7
提出書類
- (1) 受託者は、請負者等提出書類処理基準・同実施細目により、関係書類を委託者に遅滞なく提出しなければならない。
- (2) 委託者が様式を定めていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
1. 1. 8
打合せ等
- (1) 設計業務の実施に当たり、適正かつ円滑に実施するために主任技術者と監督員は常に緊密な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。受託者は、その都度、その内容を打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- (2) 設計業務の着手時及び設計業務の区切りにおいて、主任技術者と監督員は打合せを行うものとする。受託者は、その都度、その結果を打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
1. 1. 9
疑義
- 受託者は、業務の方針について疑義を生じた場合は、その都度、委託者と協議し明確にするものとする。
1. 1. 10
軽微な変更
- 調査の実施に当たり現地の状況により、作業に重大な影響のない軽微な変更は、監督員と協議のうえ施行するものとする。
- ただし、この場合の変更は、契約金額を増減しないものとする。
1. 1. 11
資料の貸与、返還及び収集
- (1) 受託者は、業務に必要な資料を自らの費用で備えるものとする。
- ただし、委託者は、設計図書に定められた図書及びその他関係資料を受託者に貸与することができる。
- (2) 受託者は、貸与された図書及び関係資料等を必要としなくなった場合は、直ちに返還しなければならない。
- (3) 受託者は、貸与された資料等を丁寧に扱い、損傷を与えてはならない。

万一、損傷を与えた場合は、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。

(4) 受託者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料を複写してはならない。

1. 1. 1 2

関係官公庁その他への 手続

(1) 受託者は、調査業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとする。

(2) 受託者が関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し、協議するものとする。

1. 1. 1 3

法令等の遵守

(1) 受託者は、当該調査に関する諸法令を遵守し、調査の円滑な進ちょくを図らなければならない。

1. 1. 1 4

調査の中止

(1) 契約書第8条第1項の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、受託者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要と認める期間、調査の全部又は一部の施行について、中止を命じることができる。

ア 第三者の土地への立入り許可が得られない場合

イ 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、当該業務の続行を不相当と認めた場合

ウ 環境問題等の発生により調査の続行が不相当又は不可能となった場合

エ 天災等により調査の対象箇所の状態が変動した場合

オ 第三者及びその財産、受託者並びに監督員の安全確保のため、必要があると認める場合

(2) 委託者は、受託者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等には、調査の全部又は一部の施行について、中止を命じることができる。

(3) 前第2項の場合において、受託者は調査業務の現場の保全等については、監督員の指示に従わなければならない。

1. 1. 1 5

住民等に対する広報 等

(1) 地元関係者への説明、交渉等は、受託者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受託者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受託者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

(2) 受託者は、調査業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものと

し、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

(3) 受託者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受託者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

(4) 受託者は、調査業務の実施中に委託者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。

1. 1. 16

調査用設備に必要な 土地、水面等

調査用設備に必要な土地、水面等は、受託者の責任において使用権を取得し、受託者の費用負担において使用するものとする。

1. 1. 17

身分証明書

受託者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ名簿を添えて身分証明書交付願いを委託者に提出するものとし、委託者は、身分証明書を発行するものとする。

なお、調査完了後は身分証明書を速やかに返還しなければならない。

1. 1. 18

土地への立ち入り等

(1) 受託者は、調査業務を実施するために国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、関係者と十分な協調を保ち、調査業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

なお、やむを得ない理由により、現地への立ち入りが不可能となった場合、あるいは地元関係者から業務の実施に関して苦情があった場合には、直ちに監督員に報告し、協議しなければならない。

(2) 前第1項の立ち入りを行う場合は、受託者は、本都発行の身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(3) 受託者は、調査業務実施に伴い次の場合、あらかじめ監督員に報告し、所有者の承諾を得て行わなければならない。

ア 植物伐採、かき、さく等の除去

イ 土地若しくは工作物を一時使用する場合等

(4) 前第3項の場合において生じた損失の補償に必要な経費の負担については、設計図書に示すもの以外は、原則として受託者の負担とする。

1. 1. 19

部分使用

(1) 委託者は、設計図書に定めがある場合は、受託者に対し部分使用を請求することができるものとする。

なお、その他特に必要と認められた場合は、受託者と協議し請求するものとする。

1. 1. 20

再委託

(2) 受託者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を委託者に提出するものとする。

(1) 契約書第4条に定める「主要部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託することはできない。

ア 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断

イ 解析業務における手法の決定及び技術的判断

(2) 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、模型製作等の簡易な業務を再委託する場合、委託者の承諾を必要としない。

(3) 受託者は、第1項及び第2項に規定する業務以外を再委託する場合、委託者の承諾を得るものとする。

(4) 受託者は、設計業務等を再委託する場合、書面により協力会社との契約関係を明確にするものとする。また、協力会社に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理するものとする。

なお、協力会社が東京都の競争入札参加有資格である場合は、東京都の指名停止期間中でないものとする。

(5) 受託者は、前第4項に規定する設計業務を再委託する場合は、協力会社の設計業務執行体制、経歴等の概要を監督員に提出しなければならない。

1. 1. 21

基準面

(1) 水準点の標高は、設計図書に定める場合を除き、原則としてA. P. (荒川工事基準面) を用いるものとする。

(2) 島しょの工事基準面は、監督員の指示によるものとする。

第2節 着 手

1. 2. 1

業務の着手

(1) 受託者は、設計図書に定めがある場合を除き、契約確定の日以降速やかに調査に着手しなければならない。この場合において、着手とは代理人、主任技術者が調査業務等の実施のため、監督員との打合わせ又は現地踏査を開始することをいう。

(2) 受託者は、契約金額100万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センターに登録しなければならない。また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。

なお、提出の期限は、次のとおりとする。

- ア 契約時登録データの提出期限は、契約締結後 10 日以内とする。
- イ 完了時登録データの提出期限は、業務完了後 10 日以内とする。
- ウ 業務履行中に契約時登録データの変更・訂正があった場合の変更データの提出期限は、変更・訂正があった日から 10 日以内とする。
- エ 変更時と完了時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略することができる。
- オ (財) 日本建設情報総合センターへの登録にさいし、該当する業務区分がない場合は、自主登録等とし、その旨を監督員に報告すること。
- カ 受注者が公益法人の場合はこの限りではない。
- キ 登録期限は、土曜日、日曜日、祝日を除く。

1. 2. 2 現場指揮

- (1) 受託者は、契約の履行に当たり、調査等の目的を十分理解したうえで、適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分発揮しなければならない。
- (2) 受託者は常に現場にあって調査に関する一切の事項を管理しなければならない。

第 3 節 調査施行の適正化

1. 3. 1 調査計画書

- (1) 受託者は、契約後速やかに調査実施に必要な調査計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
また、受託者は、調査計画書を遵守し作業に当たらなければならない。
- (2) 受託者は、調査計画書に次の事項について記載しなければならない。
なお、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

- ア 業務概要 (委託件名、作業量、作業地域、契約月日、納期等)
- イ 実施方針
- ウ 業務実施計画表 (実施工程表)
- エ 業務組織計画(作業編成・名簿)
- オ 打合わせ計画
- カ 成果品の内容、部数
- キ 使用する主な基準及び図書
- ク 連絡体制 (緊急時含む)
- ケ 記録写真撮影計画
- コ 安全管理
- サ 精度管理
- シ 使用する主な機械
- ス その他

<p>1. 3. 2 工 程 管 理</p>	<p>(3) 受託者は、調査計画書の重要な内容を変更する場合は、その都度、当該業務の着手前に変更する事項を記載した変更業務計画書を監督員に提出するものとする。</p> <p>(4) 監督員が指示した事項については、受託者はさらに詳細な調査計画に係わる資料を提出しなければならない。</p>
<p>1. 3. 3 調査用機械器具等</p>	<p>(1) 受託者は、実施工程表の重要な内容を変更する場合は、その都度、当該業務の着手前に変更する事項を記載した変更実施工程表を監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) 実施工程表について監督員が特に指示した場合は、更に細部の実施工程表を提出しなければならない。</p> <p>(3) 設計図書で特に時期を定められた箇所については、監督員と事前に協議し、工程の進ちよくを図らなければならない。</p>
<p>1. 3. 4 調査関係書類の常備</p>	<p>調査用の機械器具及び仮設物等は、各調査、試験に適するものを使用するものとする。ただし、監督員が不相当と認めたときは、監督員の指示に従わなければならない。</p>
<p>1. 3. 5 試験結果等の整理</p>	<p>受託者は、調査に関する関係書類を備え、随時、監督員が点検できるよう整備しておかなければならない。</p>
<p>1. 3. 6 調査記録写真</p>	<p>各種の調査、試験結果及び監督員の承諾事項等は、正確に記録して監督員の指示により提出できるよう整理しておかなければならない。</p>
<p>1. 3. 7 使用材料の品質</p>	<p>受託者は、別途定める「工事記録写真撮影基準」を参考に適宜、調査状況写真を撮影して、調査完了の際に提出するものとする。</p>
<p>1. 3. 7 使用材料の品質</p>	<p>受託者は、測量に使用する材料の品質及び規格等については、設計図書の定めるほか、別途定めのある「土木材料仕様書」によらなければならない。</p>

第4節 安全管理

1. 4. 1

一般事項

- (1) 受託者は、港湾工事安全施工指針（国土交通省港湾局監修平成20年3月）、土木工事安全施工指針（国土交通省大臣官房技術調査課監修平成13年3月）、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省建設事務次官通達、平成5年1月12日）及び建設機械協会施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課、総合政策局建設企画課通達、平成17年3月）を参考にして常に調査の安全に留意して現場管理を行い、事故及び災害の防止を図らなければならない。
- (2) 受託者は、本調査委託が他の工事等と競合又は隣接する場合は、相互に調整を図り安全管理に万全を期さなければならない。
- (3) 豪雨、出水、海象気象その他天災に対しては、平素から気象予報などについて十分な注意をはらい、常に災害を最小限に食い止めるための次の安全体制を確立しておかななければならない。
- ア 気象情報（濃霧を含む）等の取得体制の構築と作業中止等の判断への活用
 - イ 作業中止の判断基準及び判断者
 - ウ 作業員等の退避行動と事前の通知
 - エ 救命器具等の備付
 - オ その他
- (4) 火薬、ガソリン、電気等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い万全の方策を講じなければならない。

1. 4. 2

交通及び保安上の措置

- 受託者は、調査業務の実施に際しては、調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両、通行船舶等の第三者の安全を確保すること。また、調査作業中、水陸交通の妨害となる行為その他公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- ア 受託者は、公衆の生命、身体及び財産に関する危害、迷惑を防止するため必要な措置を講じなければならない。
 - イ 受託者は、常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
 - ウ 受託者は、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。
 - エ 受託者は、調査現場に別途調査又は工事等が行われる場合は相互協同して業務を遂行しなければならない

1. 4. 3

事故防止

- (1) 受託者は、調査業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう作業員に

- 安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- (2) 受託者は、調査業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- (3) 受託者は、調査業務の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
- ア 受託者は、調査業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
- イ 受託者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- (4) 受託者は、調査業務の実施にあたって、次の事項を守り交通及び保安上十分な注意をはらわなければならない。
- ア 関係官公署の指示事項を遵守し十分な施設をするとともに、特に必要に応じて、交通保安要員等を配置するなどして保安上配慮するものとする。
- イ 調査実施のため交通若しくは航行を禁止又は制限する必要があるときは、監督員と協議し、関係官公署の許可を得たうえで必要な箇所に指定の表示を行うものとする。
- ウ 調査用作業船等が、船舶の輻輳している区域を航行する場合や作業区域への船舶の進入が予想される場合等、航行船舶に十分注意し、見張り等を強化するなど事故防止に努めなければならない。
- (5) 調査実施中に事故等が発生したときは、応急措置等所定の措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過並びに事故による被害の内容等について遅滞なく監督員に報告すること。また監督員から指示する様式により事故報告書を速やかに提出しなければならない。

1. 4. 4 環境対策

受託者は、「騒音規制法」(昭和43年法律第98条)「振動規制法」(昭和51年法律第64号)及びこれに伴う各施行令、施行規則並びに東京都公害防止条例(昭和44年東京都条例第97号)同施行規則等の公害関係法令を遵守し、適切な公害防止の措置を講じなければならない。

また、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設省大臣官房技術参事官通達、昭和62年4月)を参考にして、調査に伴う騒音振動の防止及び生活環境の保全に努めなければならない。

1. 4. 5 現場の整理整頓

- (1) 受託者は、調査実施中、機械器具、不用土砂等を交通及び保安上の障害とならないように使用の都度整理し、又は現場外に搬出し現場内は常に整理整頓をしておかななければならない。
- (2) 現場発生材は、監督員の指示に基づき、所定の場所に運搬及び整理を行い監督員の確認を受けなければならない。

第5節 完 了

1. 5. 1

跡 片 付 け

受託者は、調査完了に際して、その責任と費用負担において、一切の受託者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

1. 5. 2

成果の提出及び検査

(1) 受託者は、調査業務が完了したときは、成果物を委託完了届とともに提出し、完了検査を受けるものとする。

(2) 受託者は、調査業務が完了した後、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講じなければならない。

(3) 受託者は、完了検査及び必要に応じて実施する部分検査に際して成果物及びその他関係資料を整えておくものとし、主任技術者を検査に立ち合わせなければならない。

(4) 受託者は、設計図書に定めがある場合又は監督員の指示する場合には、履行期間途中においても成果物の部分提出を行うものとする。

(5) 委託者は調査業務等の検査に先立って受託者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受託者の負担とする。

1. 5. 3

補 正

(1) 受託者は、調査業務が完了した後、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、速やかに補正を行うものとする。

(2) 委託者は、補正の期限を定めて指示できるものとする。

1. 5. 4

著作権の譲渡等

(1) 受託者は成果物が、著作権法（昭和48年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に、委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、成果物が著作物に該当するしないにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

(3) 委託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- (4) 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- (5) 受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するしないにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、1. 5. 5 秘密の保持の規定にかかわらず、当該成果物の内容を公表することができる。
- (6) 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

1. 5. 5

秘密の保持

- (1) 受託者は、調査業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は成果物の発表に際しての秘密の保持については、1. 5. 4 第5項の承諾を受けた場合にはこの限りではない。

1. 5. 6

個人情報の取扱い

- (1) 東京都が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て東京都の保有個人情報であり、東京都の許可なく複製、複製又は第三者へ提供してはならない。
- (2) 委託期間の満了後は、東京都より貸与された資料を返還するものとし、また、その他東京都保有個人情報が記載された資料（電子媒体に記録されたものを含む。）を東京都に提出するものとする。

第2章 環境調査.....	15
第1節 流況調査.....	15
2. 1. 1 適用の範囲.....	15
2. 1. 2 調査準備.....	15
2. 1. 3 位置測量.....	15
2. 1. 4 流況観測.....	15
2. 1. 5 解析.....	15
2. 1. 6 成果.....	15
2. 1. 7 照査.....	16
第2節 水質調査.....	16
2. 2. 1 適用の範囲.....	16
2. 2. 2 調査準備.....	16
2. 2. 3 位置測量.....	16
2. 2. 4 水質調査.....	16
2. 2. 5 分析.....	17
2. 2. 6 成果.....	17
2. 2. 7 照査.....	17
第3節 底質調査.....	21
2. 3. 1 適用の範囲.....	21
2. 3. 2 調査準備.....	21
2. 3. 3 位置測量.....	21
2. 3. 4 底質調査.....	21
2. 3. 5 分析.....	21
2. 3. 6 成果.....	21
2. 3. 7 照査.....	22
第4節 騒音調査.....	27
2. 4. 1 適用の範囲.....	27
2. 4. 2 調査準備.....	27
2. 4. 3 資料収集整理.....	27
2. 4. 4 騒音調査.....	27
2. 4. 5 解析・検討.....	27
2. 4. 6 成果.....	27
2. 4. 7 協議・報告.....	28
2. 4. 8 照査.....	28
第5節 振動調査.....	28
2. 5. 1 適用の範囲.....	28
2. 5. 2 調査準備.....	28
2. 5. 3 資料収集整理.....	28
2. 5. 4 振動調査.....	28
2. 5. 5 解析・検討.....	28
2. 5. 6 成果.....	29
2. 5. 7 協議・報告.....	29
2. 5. 8 照査.....	29
第6節 悪臭調査.....	29
2. 6. 1 適用の範囲.....	29
2. 6. 2 調査準備.....	29
2. 6. 3 資料収集整理.....	29
2. 6. 4 悪臭調査.....	29
2. 6. 5 解析・検討.....	29
2. 6. 6 成果.....	31
2. 6. 7 協議・報告.....	31
2. 6. 8 照査.....	31

第2章 環境調査

第1節 流況調査

2. 1. 1

適用の範囲

本節は、流況調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2. 1. 2

調査準備

受託者は、調査に先立ち目的及び内容を把握し、調査の手順及び調査に必要な準備を行わなければならない。

2. 1. 3

位置測量

- (1) 受託者は、観測に先立ち監督員に観測位置の承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、流速計を設置して観測する場合、設計図書に定める標識を設置し、観測位置の表示を行わなければならない。
また、設置方法は、事前に監督員の承諾を得なければならない。

2. 1. 4

流況観測

- (1) 受託者は、設計図書に定める観測機器を用いるものとし、事前に監督員の承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、図面及び設計図書に定める観測地点及び観測方法により、流況調査を行わなければならない。
- (3) 受託者は、長期間、流速計を設置して観測する場合、設計図書の定めにより点検・保守を実施しなければならない。

2. 1. 5

解析

受託者は、設計図書の定めにより観測結果の整理及び解析を行わなければならない。

2. 1. 6

成果

- (1) 受託者は、設計図書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
- (2) 受託者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。
 - ア 件名
 - イ 調査場所
 - ウ 調査期間
 - エ 調査位置図
 - オ 調査機器

- カ 調査方法（位置測定方法、流況測定方法）
- キ 調査結果の整理及び解析
- ク 調査結果と考察

2. 1. 7

照 査

受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。

- (1) 調査方針と流況調査内容の適切性
- (2) 測定記録と既存資料の整合性
- (3) 成果物の適切性
- (4) その他

第2節 水質調査

2. 2. 1

適用の範囲

本節は、水質調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2. 2. 2

調査準備

調査準備は、2. 1. 2 調査準備を適用する。

2. 2. 3

位置測量

- (1) 受託者は、調査に先立ち監督員に調査位置の承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、本調査において G.P.S を使用する場合は、当該受託調査の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

2. 2. 4

水質調査

- (1) 受託者は、設計図書に定める観測機器を用いるものとし、事前に監督員の承諾を得なければならない。
- (2) 採水・観測
 - ア 受託者は、設計図書に定める採水時期、採水地点及び採水方法により採水・観測しなければならない。
 - イ 受託者は、次に示す深度から採水若しくは測定するものとする。
ただし、設計図書に定めのある場合は、それに従うものとする。
 - (ア) 表層 海面下 0.5 m
 - (イ) 中層 水深の 1/2
 - (ウ) 下層 海底面上 1.0 m
- (3) 受託者は、関係法令に定める規定量の試料を採水し、採水地点、水深、年月日及び時間の記録を行わなければならない。
- (4) 受託者は、採水した試料に対し「表2-1 水質試験方法」に定める前処理を施し、速やかに試験室に運搬しなければならない。

2. 2. 5

分

析

- (1) 受託者は、設計図書に定める項目の試験を行わなければならない。
- (2) 受託者は、「表 2-4 水質試験方法」に示す試験方法により試験を行うものとする。
なお、試験方法が複数ある場合は、設計図書に定める方法により行うものとする。
- (3) 受託者は、試験値の結果に疑義が生じた場合、速やかに監督員に通知しなければならない。
- (4) 試験機関
受託者は、計量証明事業登録を受けた機関で試験を行わなければならない。
- (5) 観測結果の整理及び解析
受託者は、設計図書の定めにより観測及び分析結果を整理し、解析を行わなければならない。

2. 2. 6

成

果

成果物は 2. 1. 6 成果を適用するものとする。

2. 2. 7

照

査

- 受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。
- (1) 調査方針と流況調査内容の適切性
 - (2) 試験結果と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性
 - (4) その他

表2-1 水質試験方法

	試験項目	試験方法
現場測定項目	気温	JIS K 0102 (1998) 7.1
	水温	JIS K 0102 (1998) 7.2
	色相	JIS 標準色票
	臭気	JIS K 0102 (1998) 10.1
	塩分	海洋観測指針 8.2 (サリノメーター法)
	透明度	海洋観測指針 (1993) 4.1
	濁度	JIS K 0101 (1998) 9.4 又は水中濁度計 YPC-1D
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	JIS K 0102 (1998) 12.1
	溶存酸素 (DO)	JIS K 0102 (1998) 32.1
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	JIS K 0102 (1998) 21
	化学的酸素要求量 (COD)	JIS K 0102 (1998) 17
	浮遊物質 (SS)	環告第 59 号付表 8
	大腸菌群数	環告第 59 号別表 2.1.1 備考 4 又は厚生省・建設省令第 1 号
	全窒素	JIS K 0102 (1998) 45.2, 45.3 又は 45.4
	全りん	JIS K 0102 (1998) 46.3
	Nn-ヘキサン抽出物質	環告第 59 号付表 9 又は昭和 49 年 9 月 30 日環告第 64 号付表 4
	亜鉛	JIS K 0102 (1998) 53
健康項目等	カドミウム	JIS K 0102 (1998) 55
	全シアン	JIS K 0102 (1998) 38.1.2 及び 38.2 又は 38.1.2 及び 38.3
	鉛	JIS K 0102 (1998) 54
	六価クロム	JIS K 0102 (1998) 65.2
	砒素	JIS K 0102 (1998) 61.2 又は 61.3
	総水銀	環告第 59 号付表 1
	アルキル水銀	環告第 59 号付表 2
	ポリ塩化ビフェニール (PCB)	環告第 59 号付表 3
	ジクロロメタン	JIS K 0125 (1995) 5.1, 5.2 又は 5.3.2
	四塩化炭素	JIS K 0125 (1995) 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5
	1. 2-ジクロロエタン	JIS K 0125 (1995) 5.1, 5.2, 5.3.1 又は 5.3.2
	トリクロロエチレン	JIS K 0125 (1995) 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5
	テトラクロロエチレン	JIS K 0125 (1995) 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5
	1. 1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 (1995) 5.1, 5.2 又は 5.3.2
	シス-1. 2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 (1995) 5.1, 5.2 又は 5.3.2
	1. 1. 1-トリクロロエタン	JIS K 0125 (1995) 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5
	1. 1. 2-トリクロロエタン	JIS K 0125 (1995) 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5
	1. 3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 (1995) 5.1, 5.2 又は 5.3.1
	チウラム	環告第 59 号付表 4
	シマジン	環告第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2

表2-1 水質試験方法

	試験項目	試験方法
健康項目等	チオベンカルブ	環告第59号付表5の第1又は第2
	ベンゼン	JIS K 0125 (1995) 5.1, 5.2 又は 5.3.2
	セレン	JIS K 0102 (1998) 67.2 又は 67.3
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS K 0102 (1998) 43.2.1, 43.2.3 又は 43.2.5(硝酸性) JIS K 0102 (1998) 43.1(亜硝酸性)
	フッ素	JIS K 0102 (1998) 34.1 又は環告第59号付表6
	ハウ酸	JIS K 0102 (1998) 47.11 若しくは環告第59号付表7
特殊項目	フェノール類	JIS K 0102 (1998) 28.1.2
	銅	JIS K 0102 (1998) 52.2
	鉄(溶解性)	JIS K 0102 (1998) 57.2, 57.3 又は 57.4
	マンガン(溶解性)	JIS K 0102 (1998) 56.2, 56.3, 56.4 又は 56.5
	クロム	JIS K 0102 (1998) 65.1.1
	有機燐化合物	環告第64号付表1又は、 H^+ 、 H^+ 若しくは EPN は JIS K 0102(1998)31.1, M^+ は環告第64号付表2
	アンモニア性窒素	JIS K 0102 (1998) 42.2, 42.3 又は 42.5
	クロロホルム	JIS K 0125 (1995) 5.1, 5.2 又は 5.3.1
	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 (1995) 5.1, 5.2 又は 5.3.1
要監視項目	1, 2-ジクロロプロパン	JIS K 0125 (1995) 5.1, 5.2 又は 5.3.1
	p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125 (1995) 5.1, 5.2 又は 5.3.1
	イソキサチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	ダイアジノン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	フェニトロチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	イソプロチオラン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	オキシ銅	環水規第121号付表2
	クロロタロニル	環水規第121号付表1の第1又は第2
	プロピザミド	環水規第121号付表1の第1又は第2
	EPN	環水規第121号付表1の第1又は第2
	ジクロロボス	環水規第121号付表1の第1又は第2
	フェノブカルブ	環水規第121号付表1の第1又は第2
	イプロベンホス	環水規第121号付表1の第1又は第2
	クロロニトロフェン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	トルエン	JIS K 0125 (1995) 5.1, 5.2 又は 5.3.2

表2-1 水質試験方法

	試験項目	試験方法
要 監 視 項 目	キシレン	JIS K 0125 (1995) 5.1, 5.2 又は 5.3.2
	フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第 121 号付表 3
	ニッケル	JIS K 0102 (1998) 59.3 又は環水規第 121 号付表 4, 付表 5
	モリブデン	JIS K 0102 (1998) 68.2 又は環水規第 121 号付表 4, 付表 5
	アンチモン	平成 16 年 3 月 31 日 環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 5 の第 1、第 2 又は第 3
	塩化ビニルモノマー	平成 16 年 3 月 31 日 環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 1
	エピクロヒドリン	平成 16 年 3 月 31 日 環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 2
	1, 4-ジオキサン	平成 16 年 3 月 31 日 環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 3 の第 1 又は第 2
	全マンガン	JIS K 0102 (1998) 56.2, 56.3, 56.4 又は 56.5
	ウラン	平成 16 年 3 月 31 日 環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 4 の第 1 又は第 2
	塩化物イオン	JIS K 0102 (1998) 35.1
	界面活性剤	JIS K 0102 (1998) 30
	陰イオン界面活性剤	JIS K 0102 (1998) 30.1
そ の 他 の 項 目	亜硝酸性窒素	JIS K 0102 (1998) 43.1.1
	硝酸性窒素	JIS K 0102 (1998) 43.2.3
	りん酸性りん	JIS K 0102 (1998) 46.1.2
	電気伝導率	JIS K 0102 (1998) 13

注) 「環告第 59 号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第 59 号 昭和 46 年 12 月 28 日)を示す。

「厚生省・建設省令第 1 号」とは、「下水の水質の検定方法等に関する省令」(厚生省・建設省令第 1 号 昭和 37 年 12 月 17 日)を示す。

「環告第 64 号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第 64 号 昭和 49 年 9 月 30 日)を示す。

「環水規第 121 号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(環水規第 121 号 平成 5 年 4 月 28 日)を示す。

「環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)」(環水企発第 040331003 号、環水土発第 040331005 号 平成 16 年 3 月 31 日)を示す。

第3節 底質調査

2.3.1 適用の範囲

本節は、底質調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2.3.2 調査準備

調査準備は、2.1.2 調査準備を適用する。

2.3.3 位置測量

位置測量は、2.2.3 位置測量を適用する。

2.3.4 底質調査

(1) 調査機器

受託者は、設計図書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督員の承諾を得なければならない。

(2) 採泥・観測

ア 受託者は、図面及び設計図書に定める採泥地点及び採泥方法により底質調査を行わなければならない。

イ 受託者は、関係法令の定める規定量の試料を採取し、採泥地点、水深、深度、年月日及び時間を記録しなければならない。

ウ 受託者は、採取した試料に対し「表2-2 底質試験方法」に定める前処理を施し、速やかに試験室に運搬しなければならない。

(3) 底質試験

ア 受託者は、設計図書に定める項目の試験を行うものとする。

イ 受託者は、「表2-2 底質試験方法」に示す試験方法により試験しなければならない。

なお、試験方法が複数ある場合は、設計図書の定めにより行うものとする。

ウ 受託者は、試験値に疑義が生じた場合は、速やかに監督員に通知しなければならない。

2.3.5 分 析

(1) 試験機関

受託者は、計量証明事業登録を受けた機関で試験を行わなければならない。

(2) 観測結果の整理及び解析

受託者は、設計図書の定めにより観測及び分析結果を整理し、解析を行わなければならない。

2.3.6 成 果

成果は、2.1.6 成果を適用するものとする。

2. 3. 7
照

査

受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。

- (1) 調査方針と底質調査内容の適切性
- (2) 試験結果と既存資料の整合性
- (3) 成果物の適切性
- (4) その他

表 2-2 底質試験方法

試験項目	溶出試験		含有量試験	
	試験方法	摘要	試験方法	摘要
アルキル水銀化合物	昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号 (以下「環告第 59 号」という。) 付表 2 及び昭和 49 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号 (以下「環告第 64 号」という) 付表 3	汚泥、水底土砂、廃酸廃アルカリ	昭和 63 年 9 月 8 日環境庁 127 号底質調査方法 (以下「底質調査方法」という。) II. 5. 2	
水銀又はその化合物	「環告第 59 号」付表 1		底質調査方法 II. 5. 1	
カドミウム又はその化合物	JIS K 0102 (1998) 55		底質調査方法 II. 6	
鉛又はその化合物	JIS K 0102 (1998) 54		底質調査方法 II. 7	
有機りん化合物	昭和 49 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号 (以下「環告第 64 号」という。) 付表 1 又は JIS K 0102 (1998) 31. 1 のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては環告 64 号付表 2)			
六価クロム化合物	JIS K 0102 (1998) 65. 2		底質調査方法 II. 12. 3	
ひ素又はその化合物	JIS K 0102 (1998) 61		底質調査方法 II. 13	
シアン化合物	JIS K 0102 (1998) 38 ただし 38. 1. 1 は除く。		底質調査方法 II. 14	
PCB	環告第 59 号付表 3 又は JIS K 0093 (2002)		底質調査方法 II. 15	
有機塩素化合物			環告第 14 号別表 1	最終改訂： 平成 15 年 6 月 13 日
銅又はその化合物	JIS K 0102 (1998) 52		底質調査方法 II. 8	
亜鉛又はその化合物	JIS K 0102 (1998) 53		底質調査方法 II. 9	
ふっ化物	JIS K 0102 (1998) 34			
トリクロロエチレン	環告第 14 号別表 2 又は JIS K 0125 (1995) 5. 1, 5. 2, 5. 3. 2, 5. 4. 1 又は 5. 5			
テトラクロロエチレン	環告第 14 号別表 2 又は JIS K 0125 (1995) 5. 1, 5. 2, 5. 3. 2, 5. 4. 1 又は 5. 5			
ベリリウム又はその化合物	環告第 13 号別表 7	最終改正： 平成 12 年 1 月 14 日		
クロム又はその化合物	JIS K 0102 (1998) 65. 1		底質調査方法 II. 12. 1	

ニッケル又はその化合物	JIS K 0102 (1998) 59			
バナジウム又はその化合物	JIS K 0102 (1998) 70			

表 2-2 底質試験方法

試験項目	溶出試験		含有量試験	
	試験方法	摘要	試験方法	摘要
ジクロロメタン	JIS K 0125 (1995) 5.1, 5.2 又は 5.3.2			
四塩化炭素	JIS K 0125 (1995) 5.1, 5.2, 5.3.2, 5.4.1			
1, 2-ジクロロエタン	JIS K 0125 (1995) 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1			
1, 1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 (1995) 5.1, 5.2, 5.3.2 又は 5.4.1			
シス-1, 2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 (1995) 5.1, 5.2, 5.3.2 又は 5.4.1			
1, 1, 1-トリクロロエタン	環告第 14 号別表 2 又は JIS K 0125(1995) 5.1, 5.2, 5.3.2 又は 5.4.1			
1, 1, 2-トリクロロエタン	環告第 14 号別表 2 又は JIS K 0125(1995) 5.1, 5.2, 5.3.2 又は 5.4.1			
1, 3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 (1995) 5.1, 5.2, 5.3.2 又は 5.4.1			
チウラム	環告第 59 号 付表 4			
シマジン	環告第 59 号 付表 5			
チオベンカルブ	環告第 59 号 付表 5			
ベンゼン	JIS K 0125(1995)5.1, 5.2, 5.3.2 又は 5.4.2			
セレン	JIS K 0102 (1998) 67.2			
ダイオキシン類	環告第 14 号第四 JIS K 0312 (1999)	最終改正 : 平成 15 年 6 月 13 日	環告第 68 号別表 (ダイオキシン類に係わる底質調査測定マニュアル (平成 12 年 3 月環境庁水質保全局水質管理課))	最終改正 : 平成 14 年 7 月 22 日
泥温			JIS K 0102 (1998) 7 に準ずる方法	
泥色			新版標準土色帳による。	
水素イオン濃度 (pH)			ガラス電極法 JIS K 0102 (1998) 12.1 に準ずる。	
化学的酸素要求量 (COD _{sed}) 過マンガン酸カリウムによる酸素消費量			底質調査方法 II. 20	
硫化物 (T-S)			底質調査方法 II. 17	
強熱減量 (I-L)			底質調査方法 II. 4	
密度 (比重)			JIS A 1202(1999)	
粒度組成			JIS A 1204(2000)	

注)「環告第 59 号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第 59 号 昭和 46 年 12 月 28 日)を示す。

「環告第 64 号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第 64 号 昭和 49 年 9 月 30 日)を示す。

「底質調査方法」とは、「底質調査方法」(環水管第 127 号環境庁水質保全局水質管理課通達 昭和 63 年 9 月 8 日)を示す。

「環告第 14 号」とは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第 14 号 昭和 48 年 2 月 17 日)を示す。

「環告第 13 号」とは、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示 13 号 昭和 48 年 2 月 17 日)を示す。

「環告第 68 号」とは、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(環境庁告示 68 号 平成 11 年 12 月 27 日)を示す。

第4節 騒音調査

2.4.1 適用の範囲

本節は騒音調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2.4.2 調査準備

調査準備は、2.1.2調査準備を適用する。

2.4.3 資料収集整理

受託者は、調査の実施に当たり既存資料、観測データ及び参考文献等を収集整理し、分析しなければならない。

2.4.4 騒音調査

(1) 観測機器

受託者は、設計図書に定める種類及び性能の観測機器を用い、使用に先立ち監督員の承諾を得なければならない。

(2) 測定

ア 受託者は、図面及び設計図書に定める区域及び地点の騒音を測定しなければならない。

イ 受託者は、「騒音に係る環境基準（平成11年4月1日施行）」の定める方法により測定しなければならない。

ウ 受託者は、騒音レベルを測定しなければならない。

なお、設計図書に定めのある場合は、騒音レベル以外の項目も測定しなければならない。

2.4.5 解析・検討

受託者は、設計図書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析及び検討を行わなければならない。

2.4.6 成果

(1) 受託者は、設計図書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

(2) 受託者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

ア 件名

イ 調査目的

ウ 調査地域（調査地域図添付）

エ 測定地点（測定地点図添付）

オ 調査項目

カ 調査日時及び測定回数

キ 調査方法及び使用機器

- ク 調査結果
- ケ 調査結果の考察

2. 4. 7

協議・報告

受託者は、設計図書の定めのある場合、監督員と協議又は報告しなければならない。

2. 4. 8

照 査

受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。

- (1) 調査方針と騒音調査内容の適切性
- (2) 測定記録と既存資料の整合性
- (3) 成果物の適切性
- (4) その他

第5節 振動調査

2. 5. 1

適用の範囲

本節は振動調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2. 5. 2

調査準備

調査準備は、2. 1. 2 調査準備を適用する。

2. 5. 3

資料収集整理

資料収集整理は、2. 4. 3 資料収集整理を適用する。

2. 5. 4

振 動 調 査

(1) 調査機器

受託者は、振動レベル計を用いなければならない。

なお、使用する機器は、計量法の定めによる性能を有するものとする。

(2) 測 定

ア 受託者は、図面及び設計図書に定める区域及び地点の振動を測定するものとする。

イ 受託者は、「振動規制法施行規則（昭和51年11月10日総理府令第58号）」の定める方法により測定しなければならない。

ウ 受託者は、振動レベルを測定するものとする。

なお、設計図書に定めのある場合は、振動レベル以外の項目も測定するものとする。

2. 5. 5

解析・検討

受託者は、設計図書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析及び検討を行わなければならない。

2. 5. 6
成 果

成果は2. 4. 6成果を適用するものとする。

2. 5. 7
協 議 ・ 報 告

協議・報告は、2. 4. 7協議・報告を適用する。

2. 5. 8
照 査

受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。

- (1) 調査方針と振動調査内容の適切性
- (2) 測定記録と既存資料の整合性
- (3) 成果物の適切性
- (4) その他

第6節 悪臭調査

2. 6. 1
適 用 の 範 囲

本節は、悪臭調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2. 6. 2
調 査 準 備

調査準備は、2. 1. 2調査準備を適用する。

2. 6. 3
資 料 収 集 整 理

資料収集整理は、2. 4. 2資料収集整理を適用する。

2. 6. 4
悪 臭 調 査

(1) 測定・調査

受託者は、設計図書に定める区域及び地点の悪臭調査を行わなければならない。

(2) 調査項目

受託者は、設計図書の定めにより悪臭発生源の有無、悪臭発生源に係る項目及び悪臭の濃度（臭気濃度、成分濃度）に係る項目を調査しなければならない。

(3) 測定方法

受託者は、「表2-3悪臭物質成分濃度測定方法」、「表2-4 悪臭物質臭気濃度測定方法」及び「表2-5 悪臭物質排出成分濃度測定方法」に示す方法により測定しなければならない。

2. 6. 5
解 析 ・ 検 討

受託者は、設計図書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析及び検討を行わなければならない。

表 2-3 悪臭物質成分濃度測定方法

測定項目	測定方法	摘要
アンモニア	「環告第9号」別表第1	敷地境界及び発生源
メチルメルカプタン	環告第9号 別表第2	敷地境界及び発生源 (発生源は、硫化水素のみ)
硫化水素		
硫化メチル		
二硫化メチル		
トリメチルアミン	環告第9号 別表第3	敷地境界及び発生源
アセトアルデヒド	環告第9号 別表第4	敷地境界及び発生源 (発生源は、アセトアルデヒドを除く 5物質)
プロピオンアルデヒド		
ノルマルブチルアルデヒド		
イソブチルアルデヒド		
ノルマルバレールアルデヒド		
イソバレールアルデヒド		
イソブタノール	環告第9号 別表第5	敷地境界及び発生源
酢酸エチル	環告第9号 別表第6	敷地境界及び発生源
メチルイソブチルケトン		
トルエン	環告第9号 別表第7	敷地境界及び発生源 (発生源は、スチレンを除く2物質)
スチレン		
キシレン		
プロピオン酸	環告第9号 別表第8	敷地境界及び発生源
ノルマル酪酸		
ノルマル吉草酸		
イソ吉草酸		

表 2-4 悪臭物質臭気濃度測定方法

測定項目	測定方法	摘要
臭気指数	三点比較式臭袋法 環告第63号	敷地境界及び発生源

表 2-5 悪臭物質排水成分濃度測定方法

測定項目	測定方法	摘要
硫化水素 メチルメルカプタン 硫化メチル 二硫化メチル	環告第9号 別表第2の3	

注) 「環告第9号」とは、「特定悪臭物質の測定の方法」(環境庁告示9号昭和47年5月30日)を示す。

「環告第63号」とは、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(環境庁告示63号平成7年9月13日)を示す。

2. 6. 6 成 果	成果は、2. 4. 6 成果を適用する。
2. 6. 7 協 議 ・ 報 告	協議・報告は、2. 4. 7 協議・報告を適用する。
2. 6. 8 照 査	受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 調査方針と悪臭調査内容の適切性 (2) 測定記録と既存資料の整合性 (3) 成果物の適切性 (4) その他

第3章 環境生物調査	33
第1節 プランクトン調査	33
3.1.1 適用の範囲	33
3.1.2 調査準備	33
3.1.3 位置測量	33
3.1.4 プランクトン調査	33
3.1.5 分析、解析・考察	33
3.1.6 成 果	34
3.1.7 照 査	34
第2節 卵・稚仔調査	34
3.2.1 適用の範囲	34
3.2.2 調査準備	34
3.2.3 位置測量	34
3.2.4 卵・稚仔調査	34
3.2.5 分析、解析・考察	35
3.2.6 成 果	35
3.2.7 照 査	35
第3節 底生生物調査	35
3.3.1 適用の範囲	35
3.3.2 調査準備	35
3.3.3 位置測量	35
3.3.4 底生生物調査	35
3.3.5 分析、解析・考察	36
3.3.6 成 果	36
3.3.7 照 査	36
第4節 付着生物調査	36
3.4.1 適用の範囲	36
3.4.2 調査準備	36
3.4.3 位置測量	36
3.4.4 付着生物調査	36
3.4.5 分析、解析・考察	36
3.4.6 成 果	37
3.4.7 照 査	37
第5節 藻場調査	37
3.5.1 適用の範囲	37
3.5.2 調査準備	37
3.5.3 位置測量	37
3.5.4 藻場調査	37
3.5.5 分析、解析・考察	37
3.5.6 成 果	37
3.5.7 照 査	37
第6節 魚介類調査	38
3.6.1 適用の範囲	38
3.6.2 調査準備	38
3.6.3 位置測量	38
3.6.4 魚介類調査	38
3.6.5 分析、解析・考察	38
3.6.6 成 果	38
3.6.7 照 査	38

第3章 環境生物調査

第1節 プランクトン調査

3. 1. 1

適用の範囲

本節は、プランクトン調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3. 1. 2

調査準備

調査準備は、第2章2. 1. 2調査準備を適用する。

3. 1. 3

位置測量

位置測量は、第2章2. 2. 3位置測量を適用する。

3. 1. 4

プランクトン調査

(1) 調査機器

受託者は、設計図書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督員の承諾を得なければならない。

(2) 調査方法

受託者は、設計図書に定める調査海域、調査時期、調査地点及び調査方法により行わなければならない。

(3) 試料の固定

ア 受託者は、採水器を引き上げた後、試料を標本瓶に入れ、速やかに固定し、併せて、クロロフィルa測定用試料を別途標本瓶に入れ保管しなければならない。

イ 受託者は、プランクトンネットを引き上げた後、直ちに試料を標本瓶に保管し、生体試料として用いる場合を除き、速やかに固定しなければならない。

3. 1. 5

分析、解析・考察

(1) 試料の同定・分析

ア 受託者は、試料の同定・分析を試料の前処理（濃縮）、沈殿量の測定、種の同定・固体数（細胞数）の計数の手順で行わなければならない。

イ 受託者は、クロロフィルaの測定を測定・分析手引き書（海洋観測指針）に従って行わなければならない。

(2) 調査結果の解析及び考察

受託者は、設計図書の定めにより、調査結果を解析し、考察しなければならない。

3. 1. 6

成 果

(1) 受託者は、設計図書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めに従わなければならない。

(2) 受託者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

ア 件 名

イ 調査目的

ウ 調査海域

エ 調査地点

オ 調査日時

カ 調査方法及び調査機器

キ 調査結果及び解析結果

ク 調査結果の考察

3. 1. 7

照 査

受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。

(1) 調査方針と調査内容の適切性

(2) 調査結果及び解析結果と既存資料の整合性

(3) 成果物の適切性

(4) その他

第 2 節 卵・稚仔調査

3. 2. 1

適 用 の 範 囲

本節は、卵・稚仔調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3. 2. 2

調 査 準 備

調査準備は、第 2 章 2. 1. 2 調査準備を適用する。

3. 2. 3

位 置 測 量

位置測量は、第 2 章 2. 2. 3 位置測量を適用する。

3. 2. 4

卵・稚仔調査

(1) 調査機器

受託者は、設計図書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督員の承諾を得なければならない。

(2) 調査方法

受託者は、設計図書に定める調査海域、調査時期、調査地点及び採集方法により行わなければならない。

3. 2. 5
分析、解析・考察
- (3) 試料の固定
受託者は、標本瓶に移した試料をホルマリンで固定しなければならない。
- (1) 試料の同定・分析
ア 受託者は、固定された試料の中から卵・稚仔を選別するものとし、選別後のサンプルは、実体顕微鏡等で再検しなければならない。
イ 受託者は、卵・稚仔の計数に実体顕微鏡を用い、種類別に固体数を計数しなければならない。
- (2) 調査結果の解析及び考察
受託者は、設計図書の定めにより、調査結果を解析し、考察しなければならない。
3. 2. 6
成 果
成果は、3. 1. 6 成果を適用する。
3. 2. 7
照 査
照査は、3. 1. 7 照査を適用する。

第3節 底生生物調査

3. 3. 1
適用の範囲
本節は、底生生物調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。
3. 3. 2
調査準備
調査準備は、第2章2. 1. 2 調査準備を適用する。
3. 3. 3
位置測量
位置測量は、第2章2. 2. 3 位置測量を適用する。
3. 3. 4
底生生物調査
- (1) 調査機器
受託者は、設計図書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督員の承諾を得なければならない。
- (2) 調査方法
受託者は、設計図書に定める海域及び位置において、項目・時期及び頻度等により調査を行わなければならない。
- (3) 試料の固定
受託者は、設計図書に定める方法により試料の固定及び保存を行わなければならない。

3. 3. 5
分析、解析・考察

(1) 試料の同定・分析

受託者は、設計図書に定める項目の同定・分析を行わなければならない。

(2) 調査結果の解析及び考察

受託者は、設計図書の定めにより、調査結果を解析し、考察しなければならない。

3. 3. 6
成 果

成果は、3. 1. 6 成果を適用する。

3. 3. 7
照 査

照査は、3. 1. 7 照査を適用する。

第 4 節 付着生物調査

3. 4. 1
適 用 の 範 囲

本節は、付着生物調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3. 4. 2
調 査 準 備

調査準備は、第 2 章 2. 1. 2 調査準備を適用する。

3. 4. 3
位 置 測 量

位置測量は、第 2 章 2. 2. 3 位置測量を適用する。

3. 4. 4
付着生物調査

(1) 調査機材

受託者は、設計図書に定める調査機材を用いるものとし、事前に監督員の承諾を得なければならない。

(2) 調査方法

受託者は、図面及び設計図書に定める調査範囲、調査時期、基質の選択、調査地点及び試料の採取方法により実施しなければならない。

(3) 試料の固定

受託者は、設計図書に定める方法により試料の固定及び保存をしなければならない。

3. 4. 5
分析、解析・考察

(1) 試料の同定・分析

受託者は、設計図書に定める項目の同定・分析を行わなければならない。

(2) 調査結果の解析及び考察

受託者は、設計図書の定めにより、調査結果を解析し、考察しなければならない。

3. 4. 6
成 果

成果は、3. 1. 6 成果を適用する。

3. 4. 7
照 査

照査は、3. 1. 7 照査を適用する。

第5節 藻場調査

3. 5. 1
適 用 の 範 囲

本節は、藻場調査に関する一般的事項を取扱うものとする。

3. 5. 2
調 査 準 備

調査準備は、第2章2. 1. 2 調査準備を適用する。

3. 5. 3
位 置 測 量

位置測量は、第2章2. 2. 3 位置測量を適用する。

3. 5. 4
藻 場 調 査

(1) 調査機器

受託者は、設計図書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督員の承諾を得なければならない。

(2) 調査方法

受託者は、設計図書に定める調査項目、調査時期、調査範囲、調査点、調査測線及び調査方法により実施しなければならない。

(3) 試料の固定

受託者は、設計図書に定める方法により行わなければならない。

3. 5. 5
分 析、解 析・考 察

(1) 試料の同定・分析

受託者は、設計図書に定める項目の同定・分析を行わなければならない。

(2) 調査結果の解析及び考察

受託者は、設計図書の定めにより、調査結果を解析し、考察を行わなければならない。

3. 5. 6
成 果

成果は、3. 1. 6 成果を適用する。

3. 5. 7
照 査

照査は、3. 1. 7 照査を適用する。

第6節 魚介類調査

3. 6. 1 適用の範囲

本節は、魚介類調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3. 6. 2 調査準備

調査準備は、第2章2. 1. 2調査準備を適用する。

3. 6. 3 位置測量

位置測量は、第2章2. 2. 3位置測量を適用する。

3. 6. 4 魚介類調査

(1) 調査機材

受託者は、設計図書に定める調査機材を用いるものとし、事前に監督員の承諾を得なければならない。

(2) 調査方法

受託者は、設計図書に定める調査対象種、調査方法、調査時期、調査機器、調査位置及び統計調査により行わなければならない。

(3) 試料の固定

受託者は、設計図書に定める方法により試料の固定及び保存を行わなければならない。

3. 6. 5 分析、解析・考察

(1) 試料の同定・分析

受託者は、設計図書に定める項目の同定・分析を行わなければならない。

(2) 調査結果の解析及び考察

受託者は、設計図書の定めにより、調査結果を解析し考察しなければならない。

3. 6. 6 成 果

成果は、3. 1. 6成果を適用する。

3. 6. 7 照 査

照査は、3. 1. 7照査を適用する。

第4章 気象・海象調査	40
第1節 気象調査	40
4.1.1 適用の範囲	40
4.1.2 調査準備	40
4.1.3 風向・風速観測	40
4.1.4 整理	40
4.1.5 成果	40
4.1.6 照査	40
第2節 波浪調査	41
4.2.1 適用の範囲	41
4.2.2 調査準備	41
4.2.3 波高・波向観測	41
4.2.4 整理	41
4.2.5 成果	41
4.2.6 照査	41
第3節 潮位調査	41
4.3.1 適用の範囲	42
4.3.2 調査準備	42
4.3.3 潮位観測	42
4.3.4 整理	42
4.3.5 成果	42
4.3.6 照査	42

第4章 気象・海象調査

第1節 気象調査

4. 1. 1
適用の範囲
本節は、気象調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。
4. 1. 2
調査準備
調査準備は、第2章2. 1. 2調査準備を適用する。
4. 1. 3
風向・風速観測
- (1) 観測機器
受託者は、設計図書のと定める種類及び性能の観測機器を用い、事前に監督員の承諾を得なければならない。
- (2) 観測
- ア 受託者は、設計図書のと定める観測項目、観測地点及び観測方法により観測しなければならない。
- イ 受託者は、観測に先立ち監督員に機器の設置方法の承諾を得なければならない。
4. 1. 4
整理
受託者は、設計図書のと定めにより観測及び測定結果を整理し、解析を行わなければならない。
4. 1. 5
成果
- (1) 受託者は、設計図書にと定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要項目は、その定めによらなければならない。
- (2) 受託者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- ア 件名
イ 調査目的
ウ 観測場所
エ 観測期間
オ 観測機器
カ 観測方法
キ 観測並びに解析結果
ク 調査結果の考察
4. 1. 6
照査
受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。

- (1) 調査方針と気象調査内容の適切性
- (2) 観測記録と既存資料の整合性
- (3) 成果物の適切性
- (4) その他

第2節 波浪調査

4. 2. 1 適用の範囲

本節は、波浪調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

4. 2. 2 調査準備

調査準備は、第2章2. 1. 2 調査準備を適用する。

4. 2. 3 波高・波向観測

(1) 観測機器

受託者は、設計図書で定める種類及び性能の観測機器を用い、事前に監督員の承諾を得なければならない。

(2) 観測

ア 受託者は、設計図書で定める観測項目、観測地点及び観測方法により観測しなければならない。

イ 受託者は、観測に先立ち監督員に機器の設置方法の承諾を得なければならない。

ウ 受託者は、機器を設置して観測する場合、設計図書に定める標識を設置し、観測位置を表示しなければならない。

4. 2. 4 整理

整理は、4. 1. 4 整理を適用する。

4. 2. 5 成果

成果は、4. 1. 5 成果を適用する。

4. 2. 6 照査

受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。

- (1) 調査方針と波浪調査内容の適切性
- (2) 観測記録と既存資料の整合性
- (3) 成果物の適切性
- (4) その他

第3節 潮位調査

4. 3. 1 適用の範囲	本節は、潮位調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。
4. 3. 2 調査準備	調査準備は、第2章2. 1. 2調査準備を適用する。
4. 3. 3 潮位観測	<p>(1) 観測機器等</p> <p>ア 受託者は、検潮所の新設を行う場合、設計図書に定める検潮器の設置位置、機種及び方法により検潮しなければならない。</p> <p>イ 受託者は、設計図書に定める既設の検潮所を使用して、検潮しなければならない。</p> <p>(2) 水準測量・検潮</p> <p>受託者は、次により検潮しなければならない。</p> <p>ア 検潮記録を利用する場合は、機器の作動状況、基準面等を調査するものとする。</p> <p>イ 検潮記録の縮率、潮高伝達の遅れ等に起因する潮高の誤差は、検潮器と副標との比較観測（相次ぐ高低潮を含む連続観測を2回以上）によってこれを求め、補正するものとする。</p> <p>ウ 検潮器の自記ペンの示す時刻の遅速及び副標との潮高比較を1日1回以上観測して記録する。</p>
4. 3. 4 整理	整理は、4. 1. 4整理を適用する。
4. 3. 5 成果	成果は、4. 1. 5成果を適用する。
4. 3. 6 照査	<p>受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。</p> <p>(1) 調査方針と潮位調査内容の適切性</p> <p>(2) 観測記録と既存資料の整合性</p> <p>(3) 成果物の適切性</p> <p>(4) その他</p>

第5章 磁気探査.....	4 4
第1節 磁気探査.....	4 4
5. 1. 1 適用の範囲.....	4 4
5. 1. 2 探査準備.....	4 4
5. 1. 3 基準点測量.....	4 4
5. 1. 4 磁気探査.....	4 4
5. 1. 5 解 析.....	4 5
5. 1. 6 成 果.....	4 5
5. 1. 7 照 査.....	4 5

第5章 磁気探査

第1節 磁気探査

5. 1. 1

適用の範囲

本節は、磁気探査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

5. 1. 2

探査準備

受託者は、探査を実施するに当たり、必要な計画・準備を行わなければならない。

5. 1. 3

基準点測量

基準点測量は、「測量委託標準仕様書」基準点測量を適用する。

5. 1. 4

磁気探査

(1) 探査機器等

ア 受託者は、設計図書に定める種類及び性能を有する磁気探査機を用いなければならない。

イ 受託者は、磁気反応を連続して記録し、かつ、直視できる記録計を用いなければならない。

ウ 受託者は、使用に先立ち監督員に船位測定機及び音響測深機の承諾を得なければならない。

(2) 磁気探査

ア 受託者は、設計図書に定める区域の磁気探査を行わなければならない。

イ 磁気探査位置の測定方法は、次の各号とする。

(ア) 受託者は、海上位置測量に使用する機器は六分儀、経緯儀、測距儀、衛星測位機等とし、海上測位位置の精度は、特級水域では±2m、一級水域では±5mを確保できるものを使用しなければならない。

(イ) 受託者は、海上測位位置の線の交角を30°～150°の範囲内に収めなければならない。

(ウ) 受託者は、法面勾配確認を行う場合、法肩又は法尻法線に直角に測定しなければならない。

ウ 受託者は、設計図書に定める深度まで探査しなければならない。

エ 受託者は、設計図書に定める磁気量以上の磁気異常点を探知した場合、監督員に通知しなければならない。

オ 受託者は、センサーを海底面に対し一定の高さになるようにして探査を行わなければならない。

カ 受託者は、動揺のないよう一定速度で磁気探査船を運航し、探査を行わなければならない。

キ 受託者は、磁気探査位置の確認を50mごとに行わなければならない。

<p>5. 1. 5 解 析</p>	<p>ク 受託者は、探査区域を探査もれのないように行わなければならない</p> <p>(1) 受託者は、設計図書に定める磁気量の単位を用いなければならない。</p> <p>(2) 受託者は、設計図書に定める最低の磁気量まで解析するものとし、解析結果について考察しなければならない。</p>
<p>5. 1. 6 成 果</p>	<p>(1) 受託者は、設計図書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。</p> <p>(2) 受託者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、資料とともに監督員に提出しなければならない。</p> <p>ア 報告書</p> <p>(ア) 件名</p> <p>(イ) 探査場所</p> <p>(ウ) 探査期間</p> <p>(エ) 探査位置図</p> <p>(オ) 探査機器</p> <p>(カ) 測定方法(探査測定方法、探査位置測定方法、磁気量算出方法)</p> <p>(キ) 磁気異常測定値一覧表(位置、磁気量、埋没深度)</p> <p>なお、異常点について説明を要するものは、測定値に付記しなければならない。</p> <p>(ク) 総航跡図</p> <p>(ケ) 磁気異常点位置図</p> <p>(コ) 解析結果の考察</p> <p>イ 資料</p> <p>(ア) 航跡図(原図)</p> <p>(イ) 船位測定簿</p> <p>(ウ) 測定記録(磁気記録、音響測深記録)</p> <p>(エ) 磁気量算出基礎資料</p> <p>(オ) 磁気異常点集約資料</p> <p>(カ) 使用した磁気探査機の総合感度試験資料</p>
<p>5. 1. 7 照 査</p>	<p>受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。</p> <p>(1) 探査方針及び探査内容の適切性</p> <p>(2) 測定記録と計算結果の整合性</p> <p>(3) 測定記録と図面表現の整合性</p> <p>(4) 航跡と磁気異常点位置の的確性</p> <p>(5) 成果物の適切性</p> <p>(6) その他</p>

第6章 潜水探査.....	47
第1節 潜水探査.....	47
6.1.1 適用の範囲.....	47
6.1.2 探査準備.....	47
6.1.3 設 標.....	47
6.1.4 潜 水 探 査.....	47
6.1.5 成 果.....	48
6.1.6 照 査.....	48

第6章 潜水探査

第1節 潜水探査

6. 1. 1
適用の範囲

6. 1. 2
探査準備

6. 1. 3
設 標

6. 1. 4
潜水探査

本節は、潜水探査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

探査準備は、5. 1. 2 探査準備を適用する。

受託者は、潜水探査のため海上に標識桿等を設置しなければならない。

(1) 受託者は、設計図書に定める区域及び位置の潜水探査を行わなければならない。

(2) 受託者は、磁気探査機を携行した潜水土により潜水探査を行わなければならない。

なお、設計図書に簡易探査機による探査、突棒探査又は見通し探査の定めのある場合、それに従わなければならない。

(3) 潜水探査

ア 受託者は、探査区域を探査漏れのないように潜水探査を行わなければならない。

イ 受託者は、事前に探査機の性能表を監督員に提出し、その承諾を得なければならない。

ウ 受託者は、潜水探査により確認された磁気異常物が爆発物等の危険物以外のものであれば、すべて引き揚げなければならない。

ただし、引揚が困難な場合の処置は、設計図書を用いて監督員と協議しなければならない。

エ 受託者は、引き揚げられた異常物の現場発生品調書を作成し、設計図書に記載された場所又は監督員の指示する場所で引き渡さなければならない。

オ 引き揚げられた異常物が磁気探査の結果に照らし疑義があり、その原因が探査に瑕疵があると認められる場合、監督員は、再度、潜水探査を指示するものとする。

カ 残存爆発物が発見された場合の処置

受託者は、潜水探査で残存爆発物その他危険物が発見された場合、位置の確認できる標識を設置し、ただちに監督員及び関係官公庁に通知しなければならない。

6. 1. 5

成

果

(1) 受託者は、設計図書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

(2) 受託者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

ア 件名

イ 探査場所

ウ 探査期間

エ 探査位置図

オ 探査機器

カ 探査方法

キ 磁気異常物一覧表

一覧表には異常点番号、磁気量、品名、形状寸法、埋没深度、探査年月日等を記載するものとする。

ク 確認された磁気異常物の写真集

ケ 磁気異常物の確認された位置図

コ 探査結果の考察

6. 1. 6

照

査

受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。

(1) 探査方針及び探査内容の適切性

(2) 航跡と磁気異常点位置の的確性

(3) 成果物の適切性

(4) その他

第7章 港湾計画等調査.....	50
第1節 港湾計画調査.....	50
7.1.1 適用の範囲.....	50
7.1.2 計画準備.....	50
7.1.3 現況特性等の把握.....	51
7.1.4 基本的方針の策定.....	55
7.1.5 港湾利用の将来推計.....	56
7.1.6 施設計画及び土地利用計画.....	56
7.1.7 計画関連検討事項.....	59
7.1.8 成果.....	61
7.1.9 協議・報告.....	61
7.1.10 照査.....	61
第2節 環境影響評価調査.....	61
7.2.1 適用の範囲.....	61
7.2.2 計画準備.....	62
7.2.3 自然条件、社会条件の把握.....	62
7.2.4 環境に関する現況把握.....	63
7.2.5 環境保全目標の検討.....	65
7.2.6 環境予測及び環境影響評価.....	66
7.2.7 成果.....	68
7.2.8 協議・報告.....	68
7.2.9 照査.....	68

第7章 港湾計画等調査

第1節 港湾計画調査

7. 1. 1

適用の範囲

- (1) 本節は、港湾空間の基本的な計画策定に係る港湾計画調査、港湾再開発調査、マリーナ計画調査等のほか、現況特性の把握、港湾利用動向の推計等の基礎調査（以下「計画調査」という。）に関する一般的事項を取り扱うものとする。
- (2) 計画調査のために必要な港湾の現況、自然条件及び社会・経済条件の現況等の把握に関する一般的事項は、7. 1. 3 現況特性の把握において取り扱うものとする。
- なお、ここで取り扱う調査内容は、既存資料の収集、整理であり、現地観測、計測、測量等を含まないものとする。
- (3) 港湾整備の基本的方針を策定するための調査に関する一般的事項は、7. 1. 4 基本方針の策定において取り扱うものとする。
- (4) 港湾の利用に関する将来推計を行うための調査に関する一般的事項は、7. 1. 5 港湾利用の将来推計において取り扱うものとする。
- (5) 7. 1. 3 現況特性の把握、7. 1. 4 基本的方針の策定及び7. 1. 5 港湾利用の将来推計における検討結果に基づき港湾の施設計画及び土地利用計画を策定するための調査に関する一般的事項は、7. 1. 6 施設計画及び土地利用計画において取り扱うものとする。
- (6) 以上の計画調査の一環として必要とする検討事項に関する一般的事項は、7. 1. 7 計画関連検討事項において取り扱うものとする。
- なお、詳細な調査を行う場合は設計図書の定めにより行うものとする。
- (7) 7. 1. 3 現況特性の把握から7. 1. 7 計画関連検討事項における検討結果についての成果に関する一般的事項は、7. 1. 8 成果において取り扱うものとする。
- (8) 7. 1. 3 現況特性の把握から7. 1. 7 計画関連検討事項における検討結果についての協議・報告に関する一般的事項は、7. 1. 9 協議・報告において取り扱うものとする。
- (9) 7. 1. 3 現況特性の把握から7. 1. 7 計画関連検討事項における検討結果についての照査に関する一般事項は、7. 1. 10 照査において取り扱うものとする。

7. 1. 2

計画準備

(1) 計画準備

受託者は、事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画、立案しなければならない。

7. 1. 3

現況特性等の把握

(2) 使用する基準及び図書

- ア 受託者は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成19年7月）（社）日本港湾協会」に準拠し、計画調査業務を実施しなければならない。
- イ 受託者は、設計図書に(1)以外で使用する基準及び図書の定めのある場合、これによらなければならない。

(1) 港湾の現況

- ア 受託者は、対象港湾の現況に関する既存資料を収集し、その特性を整理しなければならない。
- イ 受託者は、対象港湾の沿革、港湾施設の整備状況、施設利用状況を整理しなければならない。
- ウ 受託者は、図面及び特記仕様書設計図書に定める対象港湾及び範囲を調査しなければならない。

(2) 自然条件

- ア 受託者は、対象区域の自然条件に係る調査区分（地勢、地質、気象、海象）に関する既存資料を収集し、その特性を整理しなければならない。
- イ 受託者は、設計図書に定める項目を調査しなければならない。
 なお、設計図書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表4-1 自然条件に係る調査項目」に示す調査項目のうち自然条件の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督員の承諾を得なければならない。
- ウ 受託者は、設計図書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表4-1 自然条件に係る調査項目

区分	分類	調査項目
地勢	陸上地形	陸上地形、地形変化、海岸地形の安定性
	海底地形	海底地形、深浅、地形変動
	河川	流速、流量、流出土砂量
地質	地盤の性状	地盤の種類、地層の厚さ
	土質	N値、粒度組成
気象	風	風向、風速
	天候	気温、降水量、降雪、濃霧、結氷、流氷
	台風	通過頻度、コース、規模
海象	潮汐	潮位、高潮
	波浪	常時波浪、異常時波浪、津波
	流況	沿岸流、離岸流、向岸流
	漂砂	卓越方向、漂砂量、漂砂源、粒径

(3) 社会・経済条件

ア 受託者は、対象区域の社会・経済条件に係る調査項目（土地、人口、労働、生活及び生産、所得）に関する既存資料を収集し、その特性を整理しなければならない。

イ 受託者は、設計図書に定める内容を調査するものとする。

なお、設計図書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表4-2 社会・経済条件に係る調査項目」に示す調査項目のうち社会・経済条件の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督員の承諾を得なければならない。

ウ 受託者は、設計図書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表4-2 社会・経済条件に係る調査項目

区分	分類	調査項目
社会条件	土地	土地利用
	人口	総人口、年齢構成、人口動態、世帯数
	労働	労働力人口、産業別就業者数
	生活	住宅、公共基盤施設（上下水道、し尿・ごみ処理、都市公園）、教育・福祉・文化、物価
経済条件	生産	総生産、産業別総生産、鉱工業生産指数
	所得	都民所得、雇用者所得

(4) 産業

ア 受託者は、対象区域に立地する産業に係る調査項目（1次産業、2次産業、3次産業）に関する既存資料を収集し、その特性を整理しなければならない。

イ 受託者は、設計図書に定める内容を調査しなければならない。

なお、設計図書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表4-3 産業に係る調査項目」に示す調査項目のうち産業の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督員の承諾を得るものとする。

ウ 受託者は、設計図書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表4-3 産業に係る調査項目

区分	分類	調査項目
一次	農業	粗生産額、生産所得、耕地面積、作物別収穫高、家畜数
	漁業	漁業所帯数、就業者数、経営体数、漁船数、漁獲高、水産加工品生産量
	林業	森林伐採面積、林産物生産量、外材依存度
二次	工業	工業出荷額、業種別出荷額、企業立地状況、原材料、製品、用地面積
	鉱業	従業者数、埋蔵鉱量、生産量
三次	商業	卸売業、小売業、飲食店等の従業員数、販売額、売場面積
	観光	観光入込客数、観光文化資源、観光ルート
	エネルギー	電力立地状況

(5) 貨客流動

ア 受託者は、対象区域の貨客流動に係る貨物及び旅客に関する既存資料を収集し、貨物流動及び旅客流動の特性を整理しなければならない。

イ 受託者は、設計図書に定める内容を調査しなければならない。

なお、設計図書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表4-4 貨客流動に係る調査項目」に示す調査項目のうち貨客流動の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督員の承諾を得るものとする。

ウ 受託者は、設計図書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表4-4 貨客流動に係る調査項目

区分	分類	調査項目
貨物	港湾貨物	港湾貨物量、陸上出入貨物量、港湾勢力圏貨物
	地域間流動貨物	地域間貨物量、輸送機関別貨物量
旅客	港湾旅客	港湾旅客数
	地域間・内流動旅客	地域間・内旅客数、輸送機関別旅客数

(6) 交通体系

ア 受託者は、対象区域の交通体系に係る調査項目（船舶、道路、鉄道、空港）に関する既存資料を収集し、交通体系の特性と将来動向を整理しなければならない。

イ 受託者は、設計図書に定める内容を調査しなければならない。

なお、設計図書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表4-5 交通体系に係る調査項目」に示す調査項目のうち交通体系の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督員の承諾を得るものとする。

ウ 受託者は、設計図書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表4-5 交通体系に係る調査項目

区分	分類	調査項目
船舶	海上交通	海上交通ネットワーク、輸送量
道路	一般道路 幹線道路	地域間幹線、地域内幹線道路ネットワーク、道路交通量混雑度、道路整備計画
	臨港道路	道路交通量、臨港幹線道路
鉄道		鉄道ネットワーク、輸送量
空港		空路網、輸送量、空港整備計画

(7) 地域開発計画

ア 受託者は、計画調査のために必要な国及び地方公共団体の策定した既存資料を収集し、地域開発構想・計画を整理しなければならない。

イ 受託者は、総合計画、交通計画及び個別計画（都市計画、道路計画、港湾計

画、その他必要な計画)を地域開発計画として整理しなければならない。
 ウ 受託者は、設計図書に定めのある総合計画、交通計画及び個別計画を調査しなければならない。

(8) 地域指定状況

ア 受託者は、計画調査のために必要な調査項目(自然公園、都市計画、港湾・漁港・海岸、その他)に関連する地域指定状況の既存資料を収集し、整理しなければならない。

イ 受託者は、設計図書に定める内容を調査しなければならない。

なお、設計図書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表4-6 地域指定状況に係る調査項目」に示す調査項目のうち対象港湾の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督員の承諾を得るものとする。

ウ 受託者は、図面及び設計図書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表4-6 地域指定状況に係る調査項目

分類	調査項目
自然公園	国立・国定自然公園、県立自然公園
都市計画	用途地域、建ぺい率、容積率、景観条例
港湾・漁港・海岸	港湾区域・漁港区域、臨港地区、海岸保全区域
その他	農業振興地域、鳥獣保護区、保安林、文化財保護法の指定、類型指定、公害防止計画策定地域、大気汚染防止法による規制、水質汚濁防止法による規制

(9) 陸域・水域の環境及び利用状況

ア 受託者は、対象区域における陸域・水域の利用現況の既存資料を収集し、整理しなければならない。

イ 受託者は、設計図書に定める内容を調査しなければならない。

なお、設計図書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表4-7 陸域・水域の環境及び利用現況に係る調査項目」に示す調査項目のうち対象港湾の現況の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督員の承諾を得るものとする。

ウ 受託者は、設計図書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表4-7 陸域・水域の環境及び利用現況に係る調査項目

分類	調査項目
陸域環境利用現況	ふ頭用地、港湾関連用地、緑地・水際線へのアクセス、景観
水域環境利用現況	航路、航路・泊地、泊地、小型船だまり、レクリエーション水域、漁業水域、景観

(10) 権利関係

- ア 受託者は、計画調査業務の実施に係る調査項目（土地、建物、水域）に関する権利関係の既存資料を収集し、整理しなければならない。
- イ 受託者は、設計図書に定める内容を調査しなければならない。
なお、設計図書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表４－８ 権利関係に係る調査項目」に示す調査項目のうち対象港湾の現況の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督員の承諾を得るものとする。
- ウ 受託者は、設計図書に定める調査対象区域を調査しなければならない。

表４－８ 権利関係に係る調査項目

分類	調査項目
土地	所有者、借地権、地価
建物	所有者、借地権、価格
水域	漁業権

(11) 現況等把握結果の整理

受託者は、本節第１項「港湾の現況」から前第１０項までの調査結果を踏まえて、現況特性等を総合的に把握・整理しなければならない。

7. 1. 4

基本の方針の策定

(1) 調査対象港湾の位置付け

- ア 対象港湾への要請及び課題
受託者は、現況特性などの把握結果及びその他関連する調査結果に基づき、対象港湾に対する各種機能整備の要請及び課題を整理、把握しなければならない。
- イ 対象港湾の位置付け
受託者は、前項アの結果に基づき対象港湾の機能を整理し、役割を検討しなければならない。

(2) 整備目標と主要施策

- ア 整備目標と主要施策の目標年次
整備目標と主要施策の目標年次は、設計図書に定めるものとする。
- イ 整備目標と主要施策
受託者は、対象港湾の将来の機能、役割を基に、目標年次における整備目標と主要施策を検討しなければならない。
- ウ 空間利用の方針
受託者は、対象港湾に要請される機能を発揮するために原則として「表４－９ ゾーン区分」に示すゾーン区分により必要なゾーンを選定し、次の項目

を考慮のうえ、配置しなければならない。

(ア) 背後圏の土地利用状況又は開発計画

(イ) 各ゾーン間の配置関係

(ウ) 配置地点への適合度

なお、受託者は、設計図書に定めるケース数の配置案を作成しなければならない。

表4-9 ゾーン区分

物 流 関 連	人 流 関 連	交 流 拠 点
生産	危険物	エネルギー関連
緑地レクリエーション (水域含む)	港湾業務関連	都市機能
船だまり関連	廃棄物処理	停泊
避泊	留保	

7. 1. 5

港湾利用の将来推計

(1) 推計の目標年次等

受託者は、設計図書に定める目標年次に基づき港湾利用の将来推計を行わなければならない。

なお、受託者は、設計図書に定めるケース数の将来推計を行うものとする。

(2) 取扱貨物量

ア 背後圏及び将来フレームの設定

受託者は、取扱貨物の現況、国及び地方公共団体の開発計画に基づき推計に際しての前提条件となる背後圏の人口、国民総生産、工業出荷額及びその他必要な経済社会フレームを設定しなければならない。

イ 港湾取扱貨物量の推計

(ア) 受託者は、港湾取扱貨物を公共貨物、専用貨物別に分け、さらに輸出入別、移出入別及び品目別並びにコンテナ貨物に分類して推計しなければならない。

なお、推計貨物は、当該港の整備目標と主要施策に関連する品目とする。また、設計図書にコンテナ貨物の取扱い及び推計貨物の特定の定めのある場合は、それに従うものとする。

(イ) 受託者は、取扱貨物量推計に際して設計図書に定めのある場合、企業ヒアリングを行わなければならない。

(3) 船舶乗降旅客者数

受託者は、目標年次における船舶乗降旅客者数を推計しなければならない。

7. 1. 6

施設計画及び土地利用計画

(1) 水域施設計画

ア 受託者は、水域施設の規模及び配置を設定しなければならない。

イ 受託者は、将来利用する船舶の種類、船型を考慮し、船舶の安全と円滑な利用ができるよう位置、構造、設備を検討したうえで水域施設の規模及び配置を設定しなければならない。

ウ 受託者は、設計図書に定めのある場合、利用船舶の安全性、操船性の確認及び静穏度の評価を行わなければならない。

(2) 外郭施設計画

ア 受託者は、外郭施設の規模及び配置を設定しなければならない。

イ 受託者は、外郭施設が十分な機能を発揮し、船舶が安全に利用できるよう位置、構造（反射特性等）、その他必要な事項を検討したうえで規模及び配置を設定しなければならない。

ウ 受託者は、周辺の地形、環境、流況、防護しようとする水域施設及び係留施設の利用計画に与える影響並びに港湾の将来の発展を考慮し、外郭施設の配置等を検討しなければならない。

エ 受託者は、設計図書に定めのある場合、利用船舶の安全性、操船性の確認及び静穏度の評価を行わなければならない。

(3) 係留施設計画

ア 受託者は、係留施設の規模及び配置を設定しなければならない。

イ 受託者は、将来利用する船舶の種類、船型、隻数、取扱貨客の種類、数量、荷役方式及び海陸の輸送機関の状況を考慮したうえで係留施設の規模及び配置を設定しなければならない。

ウ 受託者は、地形、気象、海象、その他の自然条件及び船舶の航行、その他の当該施設周辺の利用状況を考慮し、係留施設背後の土地利用形態及び陸上交通体系との整合性を十分図り、係留施設を配置しなければならない。

(4) 臨港交通施設計画

ア 受託者は、臨港交通施設の規模及び配置を設定しなければならない。

イ 受託者は、輸送需要の質及び量に適合し、人及び車両が安全かつ円滑に利用できるよう港湾及びその周辺における交通の状況、他の港湾施設の状況、地形等の自然条件を考慮し、臨港交通施設の規模及び配置を設定しなければならない。

ウ 受託者は、諸法令に示された基準等を参考にし、各港の実態に即して臨港交通施設を計画しなければならない。

(5) 小型船だまり計画

ア 受託者は、小型船だまりの計画収容隻数に基づき施設の規模及び配置を設定しなければならない。

イ 受託者は、小型船の船種、船型及び隻数の現況並びに将来動向を把握のうえ、小型船の船種別、船型別隻数を推計し、既存施設の能力を考慮して小型船だまりの計画収容隻数を推計しなければならない。

なお、小型船の現況把握は、既往の調査資料を収集して行うものとし、設計

図書に定めのある場合は、現地調査による確認を行うものとする。

ウ 受託者は、小型船舶の安全と円滑な利用が図られるよう、小型船だまりの規模及び配置を設定しなければならない。

エ 受託者は、設計図書に定めのある場合、静穏度の評価を行わなければならない。

(6) マリーナ計画

ア 受託者は、マリーナに関する基本的事項を検討のうえ、艇種別収容隻数を推計し、マリーナ施設の規模及び配置を設定しなければならない。

イ 受託者は、マリーナに関する基本的事項として、次の内容を検討しなければならない。

(ア) マリーナの背後圏

(イ) マリーナの種類（性格及び役割）

(ウ) 立地適性、活動適性、建設適性

ウ 受託者は、次に示す事項を検討のうえ、計画マリーナの計画収容隻数を設定しなければならない。

(ア) 背後圏におけるプレジャーボートの保有隻数の現況及び将来動向

(イ) 背後圏におけるプレジャーボートの艇種別、船型別隻数の推計

(ウ) 周辺マリーナの保管見通し及び整備計画

なお、背後圏におけるプレジャーボートの保有状況の把握は、既往の調査資料を収集して行うものとし、設計図書に定めのある場合は、現地調査による確認を行うものとする。

エ 受託者は、マリーナの種類と計画収容隻数に基づき次に示す事項を検討のうえ、導入する施設、規模及び配置を設定しなければならない。

(ア) マリーナの有すべき機能と施設構成

(イ) 水面保管、陸上保管割合と主要施設規模

(ウ) 機能配置と動線計画

(エ) 施設配置と全体計画

オ 受託者は、設計図書に定めのある場合、静穏度の評価を行わなければならない。

(7) 港湾環境整備施設等計画

ア 緑地等施設（海浜、緑地、広場、植栽、休憩所等）

(ア) 受託者は、緑地等施設の種類、規模及び配置を設定しなければならない。

(イ) 受託者は、利用形態及び配置等を考慮して、緑地等施設の種類を決定しなければならない。

(ウ) 受託者は、利用者数その他の必要な指標に基づいて緑地等施設の規模を設定しなければならない。

(エ) 受託者は、設計図書に定めのある場合、緑地等施設内の配置についてのイメージ図等を作成しなければならない。

イ 廃棄物処理施設（廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物粉碎施設、廃油処理施設等）

（ア） 受託者は、廃棄物の種類別（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土及び浚渫土砂、廃油、廃有害液体物質等、汚水及び廃物）発生量及び埋立処分量を推計し、廃棄物処理施設の規模及び配置を設定しなければならない。

（イ） 受託者は、廃棄物の発生量と処理の実態を既往資料を収集して調査し、これを基に将来の発生量及び埋立処分量を種類ごとに推計しなければならない。

（ウ） 受託者は、廃棄物の埋立処分に必要な埋立処分地の規模を設定し、廃棄物の種類別の処理空間を選定して、廃棄物埋立護岸の配置計画を検討しなければならない。

なお、目標年次において廃棄物処理施設用地を利用する場合は、土地利用計画を策定するものとする。

（エ） 受託者は、設計図書に定めのある場合、その定める対象範囲及び期間に発生する廃棄物の種類、量等現況を調査しなければならない。

(8) 土地造成及び土地利用計画

ア 受託者は、施設計画及びその他の需要に基づいて次に示す用途区分で土地利用計画を策定し、土地造成の必要規模を設定しなければならない。

（ア） ふ頭用地

（イ） 港湾関連用地

（ウ） 交流厚生用地

（エ） 工業用地

（オ） 都市機能用地

（カ） 交通機能用地

（キ） 危険物取扱施設機能用地

（ク） 緑地用地

（ケ） 廃棄物処理施設用地

（コ） 海面処分用地（海面処分・活用用地）

（サ） 公共用地

イ 受託者は、設計図書に定めのある場合、企業アンケート調査又はヒアリング調査を行わなければならない。

7. 1. 7

計画関連検討事項

(1) 工程計画

受託者は、対象計画の整備の優先順位、機能発揮の効率性、投資規模の平均性、その他必要な事項を考慮のうえ、工程計画、整備スケジュール（段階整備計画）を検討し、事業の整備工程を作成しなければならない。

(2) 整備主体等

受託者は、対象計画の施設の性格と整備主体の特性を踏まえて、公共、民間、第三セクターに区分したうえで、事業の整備主体を検討しなければならない。

(3) 概算事業費の算出

ア 受託者は、概算事業費を事業主体別、施設別に区分して算出しなければならない

ない。

イ 受託者は、当該港湾における実績、類似港湾の事業例、その他の事例を参考に概算事業費を算出しなければならない。

(4) 管理運営主体等

受託者は、公共性の確保、施設の利用形態、利用の効率性等総合的に検討し、公共、民間、第三セクターに区分したうえで、管理運営主体の検討をしなければならない。

(5) 事業採算性

ア 受託者は、損益計算書、資金計画表、その他必要な資料を作成し、対象事業の損益及び資金収支の状況より事業採算性を検討しなければならない。

イ 受託者は、収益的プロジェクト又は収益的個別施設を対象に事業採算性を検討するものとし、対象施設は、監督員の承諾を得なければならない。

ウ 受託者は、採算性の検討に使用する採算計算、予測期間、施設耐用年数、計算に用いる価格等の基本的な条件及び考え方を整理し、事前に監督員の承諾を得なければならない。

(6) 法線計画

ア 受託者は、防波堤、岸壁、護岸等の施設の法線を示す座標を設定しなければならない。

イ 受託者は、設計図書に定める法線の基点の位置及び座標系を用いなければならない。

(7) 開発効果

ア 受託者は、設計図書に定めのある場合、対象計画の開発効果を推定しなければならない。

イ 受託者は、開発（建設）投資の過程で発生する効果及び施設利用によってもたらされる効果を定量的に把握し、経済開発効果を推計しなければならない。

ウ 受託者は、既存資料を用いて経済開発効果を推計するものとし、経済効果の推計項目及び手法は、設計図書の定めによらなければならない。

なお、経済効果の推計項目及び手法が設計図書に定めのない場合は、監督員と協議するものとする。

エ 受託者は、設計図書に定めのある場合、既存資料以外の物を用いて推計しなければならない。

オ 受託者は、開発が地域社会及び地域住民に及ぼす定性的な社会開発効果を設計図書の定める項目により抽出、整理しなければならない。

(8) 実現化への課題

受託者は、策定した計画を実現化するうえの課題を抽出し、次に示す項目を含め整理し、提言しなければならない。

ア 今後さらに検討が必要な計画課題、技術課題

イ 計画を具体化していくために取組むべき事業化に向けての課題
ウ 開発を進めるために港湾以外の部門に要請すべき課題

7. 1. 8

成 果

受託者は、設計図書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

7. 1. 9

協議・報告

協議・報告は、第2章2. 4. 7 協議・報告を適用する。

7. 1. 10

照 査

受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。

- (1) 使用する基準及び図書の適切性
- (2) 現況特性等の把握における収集資料の内容及び整理方法の適切性
- (3) 基本の方針の策定における要請・課題の把握、整備目標と主要施策、空間利用の方針の適切性
- (4) 港湾利用の将来推計における推計方法及び推計結果の適切性
- (5) 施設計画及び土地利用計画における各施設計画、土地造成及び土地利用計画の適切性
- (6) 計画関連検討事項における各検討結果の適切性
- (7) その他

第2節 環境影響評価調査

7. 2. 1

適用の範囲

- (1) 本節は、港湾及び港湾海岸の計画策定及び事業の実施に際し、必要とする環境影響評価調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。
- (2) 環境影響評価で考慮すべき自然条件、社会条件の把握に関する一般的事項は、7. 2. 3 自然条件・社会条件の把握においてを取り扱うものとする。
なお、本節で取り扱う調査の内容は、既存資料の収集、整理であり、現地観測、計測、測量等は含まないものとする。
- (3) 環境予測及び影響評価に先立って行う環境の現況把握に関する一般的事項は、7. 2. 4 環境に関する現況把握においてを取り扱うものとする。
なお、本節で取り扱う現況把握は、既存の調査資料、文献によるものとし、現地観測及び試験を含まないものとする。
- (4) 環境保全目標の検討に関する一般的事項は、7. 2. 5 環境保全目標の検討においてを取り扱うものとする。
- (5) 環境予測及び影響評価に関する一般的事項は、7. 2. 6 環境予測及び影響評価においてを取り扱うものとする。
- (6) 環境影響評価調査の成果の作成に関する一般的事項は、7. 2. 7 成果において取り扱うものとする。

(7) 環境影響評価調査の協議・報告に関する一般的事項は、7. 2. 8 協議・報告においてを取り扱うものとする。

(8) 環境影響評価調査の成果に係る照査に関する一般的事項は、7. 2. 9 照査においてを取り扱うものとする。

7. 2. 2

計 画 準 備

(1) 受託者は、調査の着手に先立ち調査対象となる事業計画の内容を把握するとともに「表5-1 調査項目」に示す項目についての業務手順及び遂行に必要な事項を企画・立案しなければならない。

また、必要に応じて現地踏査を行うものとする。

表5-1 調査項目

項 目	港湾計画	埋立事業	備 考
自然条件、社会条件の把握	—	○	
環境に関する現況の把握	○	○	
環境保全目標の設定	—	○	
影響予測及び影響評価	○ 完成後の 予測	○ 施工中及 び完成後 の予測	埋立事業においては、 環境保全対策、環境監 視計画の検討を行う。

(2) 使用する基準及び図書

受託者は、環境影響評価調査に使用する基準及び図書が設計図書に定めのある場合、その定めにより調査を行わなければならない。

7. 2. 3

自然条件、 社会条件の把握

(1) 気象条件

ア 受託者は、対象区域の気象条件に関する既存資料を収集、整理し、その特性を把握しなければならない。

イ 受託者は、設計図書に定める風、天候、台風等の項目及びその内容を調査しなければならない。

ウ 受託者は、設計図書に定める調査対象区域及び期間を調査しなければならない。

(2) 水象条件

ア 受託者は、対象区域の水象条件に関する既存資料を収集、整理し、その特性を把握しなければならない。

イ 受託者は、設計図書に定める河川、潮汐、波浪、津波等の項目及び内容を調査しなければならない。

ウ 受託者は、設計図書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。

(3) 社会条件

- ア 受託者は、対象区域の社会条件に関する既存資料を収集、整理し、その特性を把握しなければならない。
- イ 受託者は、設計図書に定める人口、土地利用、水域利用、交通及び産業等の項目及びその内容を調査しなければならない。
- ウ 受託者は、設計図書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。

(4) 環境関連計画

- ア 受託者は、環境影響評価に必要な対象区域に関連する地方公共団体等が策定した環境管理計画、公害防止計画、下水道整備計画等の環境関連計画を収集・整理しなければならない。
- イ 受託者は、環境関連計画について設計図書に定めのある場合、その定める計画を収集・整理しなければならない。

(5) 地域指定状況

- ア 受託者は、環境影響評価に必要な対象地域に関連する自然公園、鳥獣保護区、文化財保護法の指定、環境基準の類型指定、公害防止計画の策定地域、環境省が定める排水基準の他に当該自治体が定める上乗せ基準・横出し基準等の地域指定状況を調査し整理しなければならない。
- イ 受託者は、地域指定状況について設計図書に定めのある場合、その定める地域指定事項を調査し整理しなければならない。

7. 2. 4

環境に関する現
況把握

(1) 大気質

- ア 受託者は、対象区域の大気質に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- イ 受託者は、設計図書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。
- ウ 受託者は、設計図書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。
- エ 受託者は、最新のデータを基に「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)及び「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環境庁告示第38号)に定められる基準項目並びに設計図書に定める項目を環境基準との適合状況、過去からの推移を整理し、これにより大気質の状況を把握しなければならない。
- オ 受託者は、設計図書に定めのある場合、大気質の特性の解析を行わなければならない。

(2) 潮流

- ア 受託者は、対象区域の潮流に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- イ 受託者は、設計図書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。
- ウ 受託者は、最新のデータを基に対象海域の潮流の流況特性を整理しなければならない。

エ 受託者は、設計図書に定めのある場合、対象海域の潮流の流況特性の要因の解析を行わなければならない。

(3) 水質

ア 受託者は、対象区域の水質に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。

イ 受託者は、設計図書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。

ウ 受託者は、設計図書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。

エ 受託者は、最新のデータを基に、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）に定められる基準項目及び設計図書に定める項目を環境基準との適合状況、過去からの推移を整理し、水質の状況を把握しなければならない。

オ 受託者は、設計図書に定めのある場合、水質汚濁特性の解析を行わなければならない。

(4) 底質

ア 受託者は、対象区域の底質に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。

イ 受託者は、設計図書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。

ウ 受託者は、設計図書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。

エ 受託者は、最新のデータを基に、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年2月17日総理府令第6号）に定められる判定基準（以下、「水底土砂等に係る判定基準」という。）項目及び設計図書に定める項目を水底土砂等に係る判定基準との適合状況、過去からの推移を整理し、底質の有害物質による汚染状況を把握しなければならない。

オ 受託者は、最新のデータを基に、化学的酸素要求量、全硫化物等の設計図書に定める項目に関する過去からの推移に整理し、底質の汚染状況を把握しなければならない。

カ 受託者は、設計図書に定めのある場合、底質の特性の解析を行わなければならない。

(5) 騒音

ア 受託者は、対象区域の騒音に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。

イ 受託者は、設計図書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。

ウ 受託者は、最新のデータを基に、「騒音に係る環境基準について」（昭和46年5月25日閣議決定）に定められる基準値との適合状況、過去からの推移を整理し、騒音の状況を把握しなければならない。

エ 受託者は、設計図書に定めのある場合、騒音の発生要因の解析を行わなければならない。

(6) 振動

- ア 受託者は、対象区域の振動に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- イ 受託者は、設計図書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。
- ウ 受託者は、最新のデータを基に、「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号)に定められる特定建設作業の規制に関する基準及び道路交通振動の限度、並びに「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年 11 月 10 日環境庁告示第 90 号)に定められる基準値との適合状況、過去からの推移を整理し、振動の状況を把握しなければならない。
- エ 受託者は、設計図書に定めのある場合、振動の発生要因の解析を行わなければならない。

(7) 悪臭

- ア 受託者は、対象区域の悪臭に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- イ 受託者は、設計図書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。
- ウ 受託者は、設計図書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。
- エ 受託者は、最新のデータを基に「悪臭防止法施行規則」(昭和 47 年 5 月 30 日総理府令第 39 号)に定められる規制基準項目及び設計図書に定める項目を規制基準との適合状況、過去からの推移を整理し、悪臭の状況を把握しなければならない。
- オ 受託者は、設計図書に定めのある場合、悪臭の発生要因の解析を行わなければならない。

(8) 自然環境

- ア 受託者は、対象区域の自然環境に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- イ 受託者は、地形・地質、植物、動物、景観、野外レクリエーション地及び設計図書に定める項目並びにその内容を調査しなければならない。
- ウ 受託者は、設計図書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。
- エ 受託者は、最新のデータ及び過去からの推移を整理し、自然環境の状況を把握しなければならない。

7. 2. 5

環境保全目標の 検討

- (1) 受託者は、設計図書に定める項目の環境保全目標を検討しなければならない。
- (2) 受託者は、環境に関する現況把握の結果を基に、関係法令、条例及び通達に定められた事項に照らし、それぞれの項目ごとに目標を設定しなければならない。

7. 2. 6

環境予測及び環境影響評価

(1) 大気質の予測及び影響評価

- ア 受託者は、設計図書に定める区域、対象とする時期及び予測項目、方法により大気質の状態を予測しなければならない。
- イ 受託者は、予測結果を基に、当該計画が大気質へ及ぼす影響をとりまとめ、7. 2. 4 第1項エに示す環境基準及び7. 2. 5 環境保全目標の検討第2項の検討結果に照らして評価しなければならない。

(2) 潮流の予測及び影響評価

- ア 受託者は、設計図書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により潮流の流況を予測しなければならない。
- イ 受託者は、予測結果を基に、当該計画が潮流へ及ぼす影響をとりまとめ、7. 2. 5 環境保全目標の検討第2項の検討結果に照らして評価しなければならない。

(3) 水質の予測及び影響評価

- ア 受託者は、設計図書に定める区域、対象とする時期、予測項目及び予測方法により水質の状態を予測しなければならない。
- イ 受託者は、予測結果を基に、当該計画が水質へ及ぼす影響をとりまとめ、7. 2. 4 環境に関する現況把握第3項エに示す環境基準に基づき水域類型の指定が行われている水域では、当該環境基準に照らし、また、水域類型の指定が行われていない水域では、環境基準の類型にあてはめたとえ、当該環境基準及び7. 2. 5 環境保全目標の検討第2項の検討結果に照らして評価しなければならない。
なお、海域の浮遊物質（SS）は、「水産生物、日常生活において支障がない程度」及び7. 2. 5 環境保全目標の検討第2項の検討結果に照らして評価しなければならない。

(4) 底質の影響評価

- 受託者は、当該計画が、底質へ及ぼす影響をとりまとめ、7. 2. 4 環境に関する現況把握第4項エに示す判定基準及び7. 2. 5 環境保全目標の検討第2項の検討結果に照らして評価しなければならない。

(5) 騒音の予測及び影響評価

- ア 受託者は、設計図書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により騒音の状況を予測しなければならない。
- イ 受託者は、予測結果を基に、当該計画による騒音の影響をとりまとめ、道路交通騒音では7. 2. 4 環境に関する現況把握第5項ウに示す環境基準に基づき、地域の類型指定が行われている地域では当該環境基準に照らし、また、地域の類型指定が行われていない地域では、将来の土地利用の動向を考慮した環境基準の類型にあてはめたとえ、当該環境基準及び7. 2. 5 環境保全目標の検討第2項の検討結果に照らして評価しなければならない。

ウ 受託者は、建設作業騒音を「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省建設省告示第1号）」を踏まえ、「大部分の地域住民が日常において支障がない程度」及び7.2.5環境保全目標の検討第2項の検討結果に照らして評価しなければならない。

(6) 振動の予測及び影響評価

ア 受託者は、設計図書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により振動の状況を予測しなければならない。

イ 受託者は、予測結果を基に、当該計画による振動の影響をとりまとめ、7.2.4環境に関する現況把握第6項ウに定める基準を踏まえ、「大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度」及び7.2.5環境保全目標の検討第2項の検討結果に照らして評価しなければならない。

(7) 悪臭の影響評価

受託者は、当該計画による悪臭の影響をとりまとめ、「大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度」及び7.2.5環境保全目標の検討第2項の検討結果に照らして評価しなければならない。

(8) 自然環境の予測及び影響評価

ア 受託者は、設計図書に定める区域、影響予測項目及び予測方法により自然環境の状態を予測しなければならない。

イ 受託者は、当該計画による各項目への影響をとりまとめ、「自然環境の保全上支障を生じないこと」及び7.2.5環境保全目標の検討第2項の検討結果に照らして評価しなければならない。

(9) 環境保全対策及び環境監視計画の検討

ア 受託者は、本節、環境予測及び影響評価の結果を基に予測、評価の対象とした全項目の環境保全対策及び環境監視計画を検討しなければならない。

イ 受託者は、設計図書に定める検討内容により環境保全対策及び環境監視計画を検討しなければならない。

(10) 総合評価

ア 受託者は、環境予測及び影響予測の結果を基に総合評価を行わなければならない。

イ 受託者は、環境予測及び影響予測の対象とした全項目の総合評価を行わなければならない。

(11) 環境影響評価書

受託者は、設計図書に定めのある場合、環境影響評価準備書及び環境影響評価書の基礎資料を作成しなければならない。

7. 2. 7 成 果	受託者は、設計図書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。
7. 2. 8 協 議 ・ 報 告	協議・報告は、第2章2. 4. 7 協議・報告を適用する。
7. 2. 9 照 査	<p>受託者は次に掲げる事項の照査を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 使用する基準及び図書の適切性 (2) 自然条件、社会条件の把握における収集資料の内容及び整理方法の適切性 (3) 環境に関する現況把握における収集資料の内容及び整理方法の適切性 (4) 環境保全目標の各項目検討結果の適切性 (5) 環境予測における予測結果の適切性 (6) 影響評価における基準若しくは環境保全目標適用の適切性 (7) 事業計画に対する環境保全対策及び環境監視計画の適切性 (8) 個別項目の環境予測及び影響評価結果に対する総合評価の整合性 (9) その他

付 属 資 料

主任技術者及び照査技術者資格表

業務 資格内用	測量	深淺測量		探査工	土質調査	環境調査	気象・ 海象調査	計画調査	環境影響 評価調書	設計	電算 プログラム 開発	備考	
		深淺測量	水路測量										
港湾海洋調査士 「深淺測量」部門 「危険物探査」部門 「土質・地質調査」部門 「環境調査」部門 「気象・海象調査」部門												但し、「環境調査」部門は「環境調査」の騒音審査、振動調査、悪臭調査を除く	
		○		○									
					○								
						○							
								○					
シビルエンジニアリング 「土質及び基礎」部門 「地質」部門 「建設環境」部門 「港湾及び空港」部門												但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者	
					○								
					○								
						○				○			
水路測量技術 「1級（沿岸）」 「1級（港湾）」													
		○	○										
測量士												但し、測量士資格取得後8年以上の経験を有する者又は測量士補資格取得後12年以上の経験を有し測量士の資格を有した者	
	○												
地質調査技士												但し、港湾関係の実務経験が大卒者は5年以上、高卒者は8年以上ある者	
基本情報技術者											○		

打 合 せ 記 録 簿

第 回	件 名			
発 注 者		部・事務所		課
受 託 者				
出席者	発注者側			
	受託者側			
日 時		年	月	日 ()
打 合 せ 場 所		打合せ方式		会議 ・ 電話
打 合 せ 事 項				
		頁	/	

調査委託契約書

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約所に記載する契約期間、仕様書等により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、仕様書等に従い、それぞれ日々又は指定する日（以下「指定期日」という。）までに履行するものとし、甲は、履行が完了した部分に係る代金を支払う。
- 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 この契約書に定める請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利の譲渡等)

- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

- 第3条 乙は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(一般的損害等)

- 第4条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(業務責任者)

- 第5条 乙は、受託業務履行の管理・運営に必要な知職、技能、資格及び経験を有する者を業務責任者として選任しなければならない。
- 2 業務責任者は業務の円滑な管理・運営に努め、現場を総括する。

(履行報告)

- 第6条 甲は、必要と認めるときは、業務責任者に対して契約の履行状況等について報

告を求めることができる。

(検査)

第7条 乙は、仕様書等により指定期日までに履行することとされている業務を履行したときは、直ちに、甲に対して完了届を提出して検査を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、日々履行することとされている業務の履行に係る完了届の提出については、当月分の完了届をまとめて月1回提出することを指示することができる。
- 3 前項の場合において、乙は、日々の完了届に代えて業務を履行した旨記載した業務履行日誌等を作成の上、これを甲に提示して検査を受けなければならない。
- 4 乙は、あらかじめ指定された日時において、第1項の検査に立ち会わなければならない。
- 5 乙は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 6 乙は、第1項の検査に合格したときをもって当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。

(再履行)

第8条 甲は、乙が前条第1項の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命ずることができる。

- 2 乙は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちに再履行しなければならない。この場合において、再履行が終了したときは、甲に届け出て、その検査を受けなければならない。
- 3 前条第4項から第6項までの規定は、前項の検査に準用する。

第9条 乙が再履行に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができるものとする。なお、このために乙に損害が生じても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

(指定期日の延期等)

第10条 乙は、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができないときは、その理由を明示して、指定期日前に甲に対して指定期日の延期を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による申出があつた場合において、その理由が乙の責に帰することができないものであるときは、甲は、指定期日の延期を認めることがある。

(遅延違約金)

第11条 乙の責に帰すべき理由により、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができない場合において、指定期日経過後相当の期間内に終了する見込みのあるときは、甲は、乙から遅延違約金を徴収して指定期日を延期することができる。

- 2 前項の遅延違約金の額は、指定期日の翌日から委託業務を終了した日までの日数に応じ、契約金額に年5パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間に

についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満のは数があるとき又は100円未満であるときは、そのは数額又はその全額を切り捨てる。)とする。

3 第8条第1項の規定による再履行が、同項で指定した期限を超えるときは、乙は、前項の規定により違約金を納付するものとする。

4 前2項の違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。
(契約内容の変更等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、甲乙協議して定める。
(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第13条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約保証金)

第14条 前2条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額が増加するときは、その増加の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。

2 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、甲は、その差額を納入させる。ただし、次の各号の一に該当するときは、乙は、さらに納入を要しない。

(1) 既納保証金が、変更後の契約金額の100分の10以上あるとき。

(2) 検査に合格した履行部分がある場合において、既納保証金が、変更後の契約金額から検査に合格した履行部分に対する契約金額相当額を控除した額の100分の10以上あるとき。

3 甲は、乙が契約の履行をすべて完了し、第15条の規定により契約代金を請求したとき又は第17条若しくは第18条の規定により契約が解除されたときは、乙の請求に基づき30日以内に契約保証金を返還する。

4 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。
(契約代金の支払い)

第15条 乙は、第7条又は第8条の規定による検査に合格したときは、甲が仕様書等により代金の請求日を別に定める場合を除き、当該月分の履行に係る代金を毎月1回翌月初日以降に甲に対して請求することができる。

2 乙は、指定された日までに履行することとされている業務に係る代金を請求する場合において、日々履行することとされている業務に係る代金があるときは、当該代金と合算して請求するものとする。

3 甲は、乙から第1項による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、代金を支払わなければならない。

4 甲は、前項の期間内に代金を支払わないときは、乙に対し支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合(年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した額を遅延利息として支払うものとする。

(甲の解除権)

第 16 条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が指定期日までに履行することとされている業務を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかでないとき、又は甲が認めるとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (4) 乙が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当すると判明したとき。
- (5) 前各号のほか、乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。
- (6) 第 18 条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属する。

3 乙は、契約保証金の納付がなく、第 1 項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。この場合において、検査に合格した履行部分があるときは、契約金額から当該履行完了部分に対する契約金額相当額を控除した額の 100 分の 10 に相当する額を違約金とする。

(談合その他不正行為による解除)

第 16 条の 2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第 50 条第 1 項に規定する納付命令）又は同法第 66 条第 4 項の規定による審決が確定したとき（同法第 77 条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(協議解除)

第 17 条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第 18 条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第 12 条の規定により、甲が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が 3 月以上に及ぶとき、又は契約期間の 3 分の 2 以

上に及ぶとき。

(2) 第 12 条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の 2 分の 1 以下に減少することとなるとき。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。

(契約解除の伴う措置)

第 19 条 契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

2 乙は、契約が解除された場合において、貸与品又は支給材料等があるときは、遅滞なく甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は支給材料等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

3 乙は、契約が解除された場合において、履行場所等に乙が所有する材料、工具その他の物件があるときは、乙は遅滞なく当該物件を撤去（甲に返還する貸与品、支給材料等については、甲の指定する場所に搬出。以下本条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して甲に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

5 第 2 項及び第 3 項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 16 条又は第 16 条の 2 の規定によるときは甲が定め、第 17 条又は前条の規定によるときは、甲乙協議して定めるものとする。

(賠償の予定)

第 20 条 乙は、この契約に関して、第 16 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第 16 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 条 第 6 項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合。

(2) 第 16 条の 2 第 1 項第 3 号のうち、乙が刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第 21 条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 22 条 この契約書において書面により行われなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(疑義の決定等)

第 23 条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

港湾局基準類検討 WG 委員名簿

区 分	氏 名	所 属
座 長	堀江 健二	東京港管理事務所副所長（高潮対策センター所長）
事務局長	手塚 博治 (奥平 幸男)	港湾整備部 技術管理課長
委 員	磯山 稔	臨海開発部 建築施設計画担当課長
委 員	関田 国吉 神谷 龍彦	臨海開発部 海上公園計画担当副参事 (東京港管理事務所 臨海地域管理課長)
委 員	村田 拓也 (山岡 達也)	港湾整備部 整備調整担当副参事 (" 整備調整担当課長)
委 員	齊藤 徹	港湾整備部 施設建設課長
委 員	山岡 達也 (小林 英樹)	離島港湾部 建設課長
委 員	建石 美憲 (手塚 博治)	東京港建設事務所 港湾整備課長
委 員	片寄 光彦	東京港建設事務所 埋立海岸整備課長
委 員	鈴木 和実	東京港建設事務所 沖合埋立整備課長
委 員	阿部 和行	東京港建設事務所 浚渫工事課長
委 員	渡邊 俊幸	東京港建設事務所 施設整備課長
委 員	前川 修 (竹下 克)	東京港埠頭 (株) 技術部 設備課長

二段書()は平成 21 年 7 月までの委員

作業部会名簿

区 分	氏 名	所 属
部会班長	須藤 満久	東京港建設事務所 港湾整備課 港湾設計係長
部会員	細谷 英勝	東京港建設事務所 埋立海岸整備課 埋立設計係長
部会員	渡辺 昭	東京港管理事務所 臨海地域管理課 施設係長
部会員	石岡 良一	東京港建設事務所 港湾整備課 道路橋梁設計係次席
部会員	三浦 昇	東京港建設事務所 港湾整備課 港湾設計係主任
部会員	白川 学	東京港建設事務所 埋立海岸整備課 埋立設計係次席
部会員	鶴田 健太郎	東京港建設事務所 沖合埋立整備課 設計第二係次席
事務局	片桐 健二	港湾整備部 技術管理課 積算基準担当係長
事務局	末村 計	港湾整備部 技術管理課 課務担当係長
事務局	米澤 尚樹	港湾整備部 技術管理課 建築指導担当係長